

平成18年12月8日（金曜日）

出席議員（18名）

議 長	八 田	外 茂	男 君		9 番	中 川		達 君
1 番	夷 藤		満 君		10 番	南	守 雄 君	
2 番	小 谷	一 也	君		11 番	中 村	哲 彦 君	
3 番	能 村	憲 治	君		12 番	黒 田	泰 三 君	
4 番	北 川		進 君		13 番	中 居	治 君	
5 番	清 水	文 雄	君		14 番	田 中	祥 次 君	
6 番	水 口	裕 子	君		15 番	米 田	満 君	
7 番	渡 辺		旺 君		16 番	堂 下	清 孝 君	
8 番	野 村	輝 久	君		17 番	重 原	義 之 君	

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成	君			山 田	吉 弘	君
助 役	浅 田		裕 君		まちづくり政策部 兼行財政改革推進室長	谷 口	源 成	君
教 育 長	浜 田		寛 君		まちづくり政策部 情報政策課長	川 口	克 則	君
総 務 部 長	奥 村	忠 男	君		町民福祉部 町民生活課長	夷 藤		涉 君
まちづくり 政策部長	西 尾	雄 次	君		町民福祉部 健康推進課長	黒 田	邦 彦	君
町民福祉部長	夷 藤	芳 夫	君		町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター所長	荒 家	良 樹	君
都市整備部長	中 本	英 夫	君		都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	黒 田	孝 雄	君
教育委員会 教育次長	高 木	和 彦	君		都市整備部 都市建設課長	長 丸	信 也	君
消 防 長	島 田	敏 郎	君		会 計 課 長	北	雅 夫	君
企 業 局 長	米 永	竹 男	君		教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	出 川	常 俊	君
総 務 部 長	田 中		徹 君		教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	八 田	精 三	君
総 務 課 長	向	貴 代 治	君		企業局水道電気課長兼 新エネルギー開発対策室長	中 西	昭 夫	君
総 務 部 長	橋 本		稔 君		企 業 局 下 水 道 課 長	東	耕 三	君
まちづくり政策部 企画財政課長					消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長			

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第2号）

平成18年12月8日 午前10時開議

日程第1

追加議案の上程

議案第98号 請負契約の締結について〔大根布バイパス管整備工事（その2）〕

提案理由の説明

日程第2

議案一括上程（議案第86号から議案第97号まで）

日程第3

町政一般質問

14番 田 中 祥 次

4番 北 川 進

16番 堂 下 清 孝

3番 能 村 憲 治

6番 水 口 裕 子

1番 夷 藤 満

5番 清 水 文 雄

午前10時00分開議

開 議

議長【八田外茂男君】 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様におかれましては、師走に入り大変寒い日が続いておりますが、本会議にお越しいただき、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、本年最後の定例会でありますので、健康に十分留意され、慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員は、18名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【八田外茂男君】 本日の会議に説明のため出席している者は、6日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

追加議案の上程

議長【八田外茂男君】 日程第1、追加議案の上程を行います。

議案第98号請負契約の締結について〔大根布バイパス管整備工事（その2）〕を議題といたします。

提案理由の説明

議長【八田外茂男君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 おはようございます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第98号請負契約の締結につきましては、大根布バイパス管整備工事（その2）にかかわる指名競争入札の結果、落札者となった企業と工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるところでございます。

以上、追加議案の提案理由の説明をいたしました。どうぞ適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長【八田外茂男君】 提案理由の説明は終わりました。

議案一括上程

議長【八田外茂男君】 日程第2、議案第86号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から議案第97号内灘町道路線の認定についてまでの12議案、並びに先ほど上程されました追加議案第98号請負契約の締結について〔大根布バイパス管整備工事（その2）〕を一括して議題といたします。

各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

質 疑

議長【八田外茂男君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、堂下清孝さん。

〔16番 堂下清孝君 登壇〕

16番【堂下清孝君】 議案第93号内灘町長等及び職員の倫理条例についてお伺いをいたします。

長年の懸案でありましたこの条例が提案をされたことに心から拍手を送るものでありま

す。厳格に運用されることを期待をいたしております。

成立前であってもその内容は今現在も生かさなければならぬと思っております。その試金石の一つとしてお伺いしたいのは、条例第3条の2項、町長等及び職員は、町民全体の奉仕者であり、町民の一部に対する奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について町民の一部に対して有利な取り扱いをするなど、町民に対して不当な差別的取り扱いをしてはならず、常に公平な職務の遂行に当たらなければならない。

同条3項で、町長等及び職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務または地位を私的な利益のために用いてはならないといい、第6条1項で、職員のうち課長職以上の地位にある職員は、その地位の重要性を自覚し、率先して適正なサービスの確保に努めるとともに、所属の職員に対し職務にかかわる倫理の保持のために必要な指導をしなければならないと、こうなっております。

そこでお伺いをしたいわけですが、昨日届きました広報うちなだ12月号の中に「もっばら」という文字が入っております。「もっばら」、こう聞いた瞬間、一瞬、封建時代の上意下達という言葉が思い起こしました。主権者が住民という考え方が欠落をしているのではないかとさえ疑いたくなるのであります。

先ほど読み上げました条項から見ても、相いれない文言ではないかというふうに思うものであります。

不適切と思うこの箇所について訂正すべきだというふうに思いますが、その考えがあるかどうか伺いたいののであります。

議長【八田外茂男君】 西尾雄次まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 西尾雄次君 登壇〕

まちづくり政策部長【西尾雄次君】 堂下議員の質疑にお答えをいたします。

広報の文言の中に「もっぱら」という言葉が用いられていることが職員の倫理条例の趣旨に反するのではないかと、そのようなお尋ね、そしてまたそれはふさわしくないから削除すべきではないかと、そのようなお尋ねだと思えます。

この「もっぱら」が使われている場所につきましては、職員出前講座の記事の中に、「講座は勉強会です。もっぱら苦情や要望などの趣旨の場合はお受けできません。また営利目的や宗教・政治団体等の場での講座もお断りします」という、ここの「もっぱら」だと思えます。

それで、ここで用いている「もっぱら」という言葉でございますけれども、現在の日本語の一般的な使い方として「もっぱら」というのは「ひたすら」というか、「そのことばかり」、あるいは「それを主として」とか「全く」とか、国語の辞書によればそのような言葉であると私どもは認識しております。

ですから、例えばその使い方の最近の例としては、近年の使い方の例としては、例えば野球の新聞記事なんかで、何がし選手は最近打撃が振るわないので、「もっぱら」守備要員としてチームに貢献しているというような、そういう使い方もある一般的なものと認識しております。この言葉はその言葉一つをとって封建的で権力的というようなニュアンスを、現在の日本語の使い方の中では含んでいないというふうな認識をいたしております。

以上です。

議長【八田外茂男君】 16番、堂下清孝さん。

16番【堂下清孝君】（議席より）だから、この表現の文言は適切だと。一口に言えばそういうことですか。

議長【八田外茂男君】 西尾雄次まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 西尾雄次君 登壇〕

まちづくり政策部長【西尾雄次君】 この「もっぱら」という表現が適切だと思うかという再度のご質問でございますけれども、これは不適切な言葉ではないという認識でございます。

これは、適正を欠く言葉ではない。適正な使い方であるという認識をいたしております。

議長【八田外茂男君】 16番、堂下清孝さん。

16番【堂下清孝君】（議席より）町民まちづくり政策部長の答弁は、適正を欠く言葉ではないと。これで国語上はいいんだという御答弁でありました。

「もっぱら」、「いたずらに」、「ひたすら」、「専心」、こう辞書には出ています。「専心」、ある一言に心を集中すること。ある一言に心を集中して苦情や要望などの趣旨の場合には受け付けませんと、こういう読み方になりますね。そうすると。出前講座。

出前講座は何のために開いているのか。職員の勉強会のために出前講座を開いているのかどうか。町がやろうとしていることを出前講座の中で住民に理解を求めることではないかというふうに思うのであります。

例えば、介護保険の問題で出前講座に来ていただいた。月額標準4,900円、県内の中で比べると高い位置にいるのか低い位置にいるのか、こういうことを質問をしたところ、質問したと仮定をしますと、実は珠洲市に次いで2番目に高いんですという答えが返ってくるんだらうというふうに思います。

月額標準額4,900円を、それが少し高いんじゃないの、なぜそうなるんですかということの質問はこれは、そしてもっと安くすべきではないのですかという意見が出るとすれば、それは苦情や要望に変わるんじゃないんですか。そういう町の主権者である住民をないがしろにして、町の言い分だけを説明するような出前講座なら、出前講座の意味がないと言わざるを得ないのであります。

なるほど、今まちづくり政策部長が言いましたように、「もっぱら」という言葉の解釈は各人各様であるというふうに思います。しかし、そんな言葉で住民の疑問、願いを敬遠するような勉強会なら出前でなくとも役場内で職員間で行っていった方がよっぽど能率的ではないかというふうに思うのであります。

町民参加の町政ということをやたい文句にしているならば、この「もっぱら」という言葉はまさに封建時代の上意下達、上から下に物を申してこのとおり従えという考えと相通ずるものがあると言わざるを得ないのであります。

再度答弁を求めます。

議長【八田外茂男君】 まちづくり政策部長、西尾雄次さん。

〔まちづくり政策部長 西尾雄次君 登壇〕

まちづくり政策部長【西尾雄次君】 堂下議員の再度の質疑にお答えいたします。

この最初にありました言葉でございますけれども、広報の中では「この講座は勉強会です。もっぱら苦情や要望などの趣旨の場合は」云々とありまして、ですから苦情ばかり、町の、こちらの言い分といいますか、町が説明したいことは聞く耳持たぬというような、そういうような意味で「もっぱら」というような言葉を使っておるわけでございます。

この出前講座の趣旨でございますけれども、今ほども堂下議員言われたとおりでございます。その実施要綱の中にも目的というものをしっかりと位置づけをしております。「この出前講座は、町民等の自治意識の高揚と町政への町民参画を促進し、もって町と町民等との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする」ということで、例えば今ほど例にありました介護保険のような事例の場合は、確かに内灘町の介護保険料は高いということになれば、それはなぜ高いんだ、高くして生活が苦しいと。あるいは下げてもらわなきゃ困るというような苦情とか要望は、そ

のやりとりの中でたくさん出ると思います。それは別にここでいう「もっぱら苦情や要望などの趣旨の場合はお受けできません」という、それとはかかわりのないこととございまして、それはなぜ高くなっているのか、その仕組み、なぜ高い理由、そういったようなことを町の職員がわかりやすく解説するという、そういうやりとりの中で下げる努力を互いに話し合うという、それがこの出前講座での、例えば介護保険料の場合のあり方だと思えます。

ですから、この「もっぱら」ということで全部町民の苦情とか要望とかそういうものを封殺しようという、そういうような意味合いは全く持っておりません。

以上です。

よろしいですか。

今ほど、なぜ「もっぱら」をつけたかというお話ですけれども、例えば、この言葉の中でもう一度読みますけれども、「講座は勉強会です。もっぱら苦情や要望などの趣旨の場合はお受けできません」という、この言葉で「もっぱら」を外したらむしろ反対の意味になりまして、読みますと「講座は勉強会です。苦情や要望などの趣旨の場合はお受けできません」ということになりまして、それこそ多少の苦情や要望があったらそんなのは受けられないよという表現になるので、そうじゃないだよと。やりとりの中で苦情とか要望は出てくることは当然あるでしょうけれども、それに「もっぱら」、それこそ「もっぱら」そのことに、全くそのことにだけ終始するような、そういうのは勉強会にはならないんじゃないですかという、そういう趣旨でこの「もっぱら」という言葉をつけているわけでございます。

以上です。

16番【堂下清孝君】（議席より）あとは委員会で求めていきます。

議長【八田外茂男君】 ほかに質疑ありま

せんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案等の委員会付託

議長【八田外茂男君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から議案第97号内灘町道路線の認定についてまでの12議案、並びに追加議案第98号請負契約の締結について〔大根布バイパス管整備工事（その2）〕については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、継続審査となっております陳情第9号及び陳情第10号については、付託委員会の方で審査をお願いいたします。

一般質問

議長【八田外茂男君】 日程第3、これより町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終わってからお願いいたします。

14番、田中祥次さん。

〔14番 田中祥次君 登壇〕

14番【田中祥次君】 平成18年第4回定例会において質問の機会をいただきましたので、さきに通告を申しあげました諸件につきまして、ただいまから質問を申し上げたいと存じます。

幸いにも現浅田助役は公共施設等管理公社の諸事業に長年にわたり関与をされ、その管理運営についてだれよりも精通されておられる方であると私は認識をいたしまして、次な

る質問に入りたいと思っておりますので、どうかその質問の意図することをご理解いただきまして、町民の皆さんにご理解でき得ますように明確に答弁をまずもって心から期待をいたすものでございます。

まず第1点目でございますが、理事長として内灘町の福祉センターに関しての条例にはどのように明記されているか述べていただきたいと存じます。

内灘町公共施設等管理公社事業計画の管理運営についても、どのような考えを持っておられるのかあわせてお尋ねをしておきたいと存じます。

先般、平成18年度の内灘町公共施設等管理公社の職員研修資料の中にもるその辺について明記をしてございます。一読をいたしました。これらが可能な状態になるのか、また現在なっているのか、そういった点についても詳しく述べていただきたいと存じます。

そこで、通告をしてある問題については、それらを含めてそこに働いていらっしゃる従業員といたしますか、職員の方々、この人々の雇用の条件等についてまずお伺いをしてみたいと存じます。

パート及び嘱託職員の契約は、私の聞くとところでは1年間と聞き及んでおりますが、現在、そこに働いていらっしゃる職員の方のパート並びに嘱託の年数が8年を優に超えるというような、1年契約がいかようにして8年もの長い間採用が続けていられるのかどうか、非常に不可解でありますので、このような長期採用になっている実態について明らかにしていただきたいと存じます。

私どもの知るところによりますと、町の内規では特に勤務成績が良好な方に限り延長を認めておられるそうでございますが、それは一体どのような基準で勤務評価をしておられるのでございましょうか。何を以て勤勉であると、そのように断定をしておられるのか。それらの勤務評定表等があるのかないの

か。だれがつけているのか。だれがそれを裁定しているのか。だれがその人たちを延長に対しての許可をしておられるのか。その責任者を明確にさせていただきたいと思います。

私は今、このようなことを申し上げるには多くの批判もあることは承知をしておりますが、ご案内のように明年にはいわゆる団塊の世代という方が我が内灘町にもたくさんふえることは火を見るよりも明らかでございます。そういう時点に立脚しても、この臨職等の採用時におきましては、まず年齢制限が一つございます。加えて、医師の診断書を提出しなければならないし、写真も添付をしなければならない。そして、その上に何人かの幹部の職員の方々が立ち会って面接をされるわけでございます。そのような大変厳しい条件のもとに採用がされてきたと私は思っております。

また、その中でも合格はしたもののある事情によって自宅待機というまことに不可思議な、そういう言い方をもって6カ月うちにおいて待機をしてください、こういう通告があることもこれまた事実でございます。しかしながら、その方々が3カ月、4カ月、6カ月たっても何ら町から応答がない。そして、いつの間にか失職をしてしまう。その間、どこにも就職をできないような縛りをかけながら、かつまた、そういう理不尽な人権を無視したようなやり方はまことにいかがかと思う次第でございます。

明年、多くの方が新しい第二の人生のスタートを切られるわけでございますが、そうなりますとこういった問題が大きく浮上してくるんじゃないかなと、このように思っております。

今、責任ある立場の助役、理事長としてこういった問題について町民の皆さんに過去はこのような状態でありました、現在はこうあります、将来はこの管理公社の計画によってこのようにしてまいりますと。これを明確

にお伝えをし、悪かったものは悪かったで陳謝をしていただきたいなど、このように思うのでございますが、いかがでございましょうか。

次に、そこに就職されていらっしゃる職員の方々の、いわゆる接客問題がこのごろまたにうわさをされております。

それはどういうことかということ、非常に無愛想な、いわゆる接客マナーが最低であるというようなおしかりでございます。理事長として赴任をされてからまだ日も浅うございませけれども、同センターに週に何回か、月に何回か行かれてそういった指導をされておると思うんですが、一体何回ぐらい行ってどのような指導をされておられるのでございましょうか。

このマニュアルによりますと、「お客様第一のサービスを心がけ、笑顔で対応。心からありがとうと感謝の気持ちで行動する」、こういう文言が書いてございます。しかし現実には、言葉は悪いですがおまえらはどこのもんじゃいやというような目で見られておっては利用客は非常に不快な思いをするのではないのでしょうか。

また、その職員の中では、非常に対立的な不協和音があるとも聞いております。みんながセンターを盛り上げていこう、職場を大事にしていこうという気持ちに理事長として指導をされておられるのかどうか。利用者のこのようなひんしゅくを買うような状態が続けば、これは将来ともに大変なことに相なるかと思うのでございます。

今後の職員マナー、接客等についてどのように思っておられるのでしょうか。現在、同様のサービス業はそれこそ血みどろの集客等に力を入れて、あらゆるサービスをしておられるのが現実ではないのでしょうか。半分親方の丸のようなそういう状態が続けば、次第に衰微をしていくものと思います。

これらについて、特に理事長として意のあ

るところの答弁を期待をするところでございます。

さて、今さら申し上げるまでもなく、同福祉センターは後ほど助役が条文をお読みになると思いますが、そこにどう書いてあるか。条例は町の法律であります。その法律に逆らっているのかどうか。どのようになっているかということから推して、この福祉センターの浴場等の問題に対しては、そこへ入浴するような高齢者の方を初めとして多くの不特定多数の人たちの生命の安全と安心を第一に、そしてまた常に衛生面に最大の配慮をしながら運営をしていかなければならないと私は思うのでございます。

しかるに、最近、センターのふろは汚れている、汚くなっていると、こういうことが私どもの耳にも入ってまいります。理事長の耳にはなかなか高いところにいらっしゃるから入らないかもしれませんが、私ども庶民は常にお年寄りの中でそういう話をしますと、そういうことが話をされます。

大変びろうな話で申しわけありませんが、時にはその浴場にうんこがぶかぶかと浮いているというような、そういう実態が何回かこれまであったそうです。そのときにはたもですくって事なかれ主義。後から来た人はそれを知らんと入っておるといような状態が何回かあったそうです。

そういう声も、これは現実のものとして私どもは受けとめていかなければならない問題ではないでしょうか。

また、これから寒くなりますと換気の問題が出てまいります。換気が不十分で浴場で倒れたという人が、これもまたこれまで何人かあり、中には救急車で行かれたというような話も聞いております。これは私は見たことはありませんが、これは本当かうそかわかりませんが、あれへ行きますとやはり換気が不十分であるなという感がいたします。

また、夜になると非常に暗うございます。

利用されるお年寄りは足元が非常に弱いというような、そういう悪条件の中での入浴でございますので、そういった面もいろいろと話の中に出ておりました。

さらに、見逃してはならないのは、そのすばらしいお湯の中に有害な細菌が充満している。これは大変なことであるなど、このような思いで、私は金沢市5カ所、また県の衛生関係のところへ3カ所ぐらいいろいろと問い合わせし、また行ってまいりました。高齢者を入浴させているそういう浴場には、それはありがちなこととございますと一応認めてはおるものの、その対処はどうか。それはそのお湯を全部捨てて新しいものと取りかえますというようなことで、話は長うなりますけれども、県の、ここに持ってまいりましたけれども、石川県の公衆浴場基準条例施行規則というのものの中にもそういったものがきちっと書いてあります。どうしなければいけないか。それを同センターは怠っているやに思っております。

大変痛ましいことでありまするが、同様なことで山中町にはお一人の方が死亡されております。内灘町はそこまではまだいいないかには思うんですが、それは表面上のことであり、そこへ入浴をして、そしてそういう細菌、有害な細菌に感染をして病気になった。そしていつとは知らず亡くなられた人が潜在的にこの内灘町にどれくらいいらっしゃるか。まことに憂える話ではないでしょうか。

このように声を大にする私も、3月20日の入浴の明るる日にばい菌が目に入りまして眼科に行きましたら、これはばい菌ですよ。医科大の咽喉科に行きましたら、これは大変ですと。金沢の大きな病院をたらい回しされながら、その菌の追求に当たってきたわけでございまするが、私の調べたところによりまして、ウイルスとか、それから菌の種類はたくさんございます。いや、たくさんそういうものがあるんだと、今さらながら認識を

した次第であります。理事長はそういうものがどれくらいあるか、どういう菌が一番繁殖し、それをどういう対処をしていかなければならないかということをご存じでありましょうか。

今、センターの職員に聞きますと、ネットキャッチやら、また循環ろ過器、そういったもので対処しております。こういう答えが返ってまいりました。県の条例では、年4回というように定められております。こういうすっけもない返事でありました。

しかしながら、よく考えてみますと、年4回というのは3カ月に1回でございますね。3カ月ということは90日。90日の間、何にもしないでやっているということは、これは菌が繁殖するのは当たり前の話。家庭のふろでさえ一家が一日入れれば全部流してきれいに清掃して、そして新しいお湯でまた翌日入るといようなのが一般的な常識ではないでしょうか。それが3カ月に1回そういった問題をやっているから大丈夫だ。

しかし、そこに問題が一つあるんですが、そのおふろの管理をだれがしてあるか。先ほど申し上げたパートの方がやっておるんですよ。県が認定をし、薬物による消毒等は年に4回、あとはパートの人が見よう見まねで次亜塩素酸やとかいろんなものをさらい込んでこれでいいじゃないかというような状態で今日まで来ておる。もうそのパートの個人差によって非常に違う。

また、清掃にしてもパートのおばちゃんがさっさとやる人もおれば、きちょうめんにやる人もおる。いろいろおりますが、それも決して認定をされた方ではなく、薬物も消毒液も見よう見まねではいきょうはこれまでというようなそういう状態で今日まで続いておるやに聞いております。

こういったことでは、私はますます国保に頼るお金がどんどん上がっていくんじゃないか。知らないうちにそういう問題がふえてい

っているんじゃないか。こういう思いがしてならないのでございます。

理事長としてこの細菌の種類がどれくらいあるのか把握をして、それを職員に徹底していらっしゃるかどうか。ただ利益のみ追求をし、高齢者の懐から100円何がしを取りながら、片やでそういう大きなミスをしておる。これは非常に町としては大きな損失につながっていくんじゃないかなど。

昔から材木を流して木っ端を拾うというようなことわざもございませう。大変なものを見落としながら小さなものだけに執着をして、来年4月からそれじゃ100円もらって幾ら町に収入があつて、幾ら町が財政面で得をするのか、潤うか。そういった面についても述べていただきたいと思ひます。

同福祉センターはご案内のように高齢者の方がほとんどです。年間23万とも言われておりますが、その大半は高齢者のいわゆる足腰の弱い抵抗力のない方々が利用の立場として、また条例の文面にもあるように、内灘町の一つのオアシス、憩いとしてそこが利用されてこれまで来たわけでございます。

それが反対に、病気をもらう里になってしまつてはこれは大変だと思ひます。そういうことについて理事長であられる浅田助役はどのように指導し考えておられるか、明快にお答えを願ひたいと思ひます。

さらに加えて申し上げるならば、私は30年前に同じくこの議場におきまして、福祉センター問題に対して言及をした覚えがございませう。それから数えて30年、あらゆる施設の中に老朽化が進み、そしてまた利用客に大変不便をかけている箇所が何力所か私も現場へ行きながら感じました。

宿泊ができる場所、料金が安い、こういうようなキャッチフレーズで、この指導要綱にはこれからはもっと人間の利用者をふやして二トの人までも呼び寄せたいこう、こういう呼びかけをしております。しかし、布団す

ら入れる押し入れさえないんですよ。まさに昔の木賃宿です。そういう木賃宿的な福祉センター、これは私は内灘町としては大きな恥じゃないか。こういう感覚では私は将来ないのではないかと。

時あたかも大京が今度進出し、明年には大きな浴場が開設されるとこの間説明会がありました。そうなりますと、福祉センターを利用する人、そういう汚い、汚染された浴場に入る人が私は皆無になるんじゃないか。同僚議員も大分以前になりますが、そういう老朽化したところを何とか改善して、できればあそこ場所に大きなビルの中で多目的にいろいろと町民の皆さんが憩いの場として利用できる施設に建てかえしたらどうかというようなお話がありました。あれから何年たつか記憶にありませんけれども、そういった問題がなおざりにされております。

これは、新しく理事長になられた助役は、何としてもひとつ考えていかなければならない一つのハードルじゃないかなと、こういう思いがしてならないのでございます。

さて、お小言ばかり申し上げると時間もたちますので、先般、北國新聞等にも載っております2,300万円の賠償の問題。

これも管理公社の関連問題でございますが、その後、どのような進展をしているのか、これらの問題においてつばさに町民の皆さんに納得していただけるような、そういう説明が私は大事じゃなからうか。

条文によりますと、内灘町のそこでお年寄りがひっくり返った。75歳の方であった。原因は、たった水たまりの所で滑って転んだというそれだけですけれども、その後のフォローが一つもなかった。それは業者がよくしていなかったからだというようなことで済まされてしまっておる。こういうところに被告の、また加害者に対する憎悪の問題が出てくるんじゃないかなと、こういうふうに思っております。この問題が一件落ち着いたのな

ら一件落ち着いた。これは大きな問題でありますので、議会にもひとつお話をさせていただくのが筋ではなからうかなと、こういうふうに思います。

最後になりますが、これは3階に宴会場がございます。その宴会場の利用者のすべてが福祉センターの事務所の中で映像として盗撮されているということは、これは一体何事なんでしょうか。

防犯カメラは外に向かって違反者がおらんか、犯罪が起きないか、いろいろな点でそういったものを防止するためにカメラが設置してあるんです。しかし、みんなが一夜の憩いのためにそこで羽目を外しながら一杯を飲んでいる姿がカメラに撮られ、映像となって事務所のところに映っている。それを見て、職員がにたにた笑っている。これはまことに許しがたい問題ではないでしょうか。

こういうことは一体どのように理解をし、どうしたらいいのか非常に戸惑う問題であります。その意図とするところは理事長として何を目的に設置したのか。まるで刑務所の流人がやっておることを逐一看守が監督をして監査をしているような、そういう姿がああブラウン管に映ってくる。まことに利用者をばかに、町民をばかにしているようなそういう姿ではなからうか。

もし改める気があったなら改めればいいし、おわびをする点があれば深くおわびをしながら善処すべきではないかなと、このように思いながら今回の質問を終わりたいと思います。

どうか意のあるところを十分お聞き取りいただきまして、明快なる答弁を心から再度期待をいたしまして質問を終わります。

議長【八田外茂男君】 浅田裕助役。

〔助役 浅田裕君 登壇〕

助役【浅田裕君】 田中議員の福祉センターのご質問にお答えいたします。

質問がたくさんあるわけなんです。その中で前後すると思っておりますが、福祉センターの

条例はどうなっておるかというご質問でございます。

条文はたくさんあるんですが、その中のセンターの条例の目的は、地方自治法の条文に基づき、本町住民の生活の維持向上とその福祉を図ることを目的として、住民の利用に供するためセンターに関する必要な条項をセンター条例で定めるということになっております。

条文は23条から成っておりますが、目的だけでお答えをしたいと思います。

次に、パート職員の雇用について、臨時が8年間も継続雇用しておるのはどうかということでございます。

私がことし理事長になりました。今、お尋ねの部分について町のパートとか町の臨時職員の雇用の規定が公社にあるのかということ職員に尋ねております。管理公社には町のパート職員とか臨時雇用をするための規定がございません。それで、今年度中に係の者に今雇用に関する基準を定めるように指示をいたしておりますので、本年度中にきちとした基準を定めたいというふうに思っております。

それから、だれがそのものを再雇用、再々雇用をしとるか。1年限りのものをしとるかといいますと、私もことしの4月1日に再雇用の辞令を理事長の名前で出しております。これはそれぞれの所属の所長なり館長が使っており、自分が指示したとおりに使っており、自分が指示したとおりの仕事をしており、この判断から再雇用をいたしました。

それから、公社の試験を受けて半年も待機させられたというご質問がありましたが、私もそのようなものが事例があるのかということをお聞きしましたが、そういう待機をしておれというものには接しておらないということをお聞きしたので、後でそういう事例がありましたら私が調べてもう一遍しますので、今、職員にこういう半年も待たせたことがあ

るんかということをお聞きしてもそういう事例がないということでございますので、またありましたら私の方にその事例をお願いいたします。

センターの浴場の清掃でございますが、パート職員のみが清掃をしておるんでなしに、清掃につきましては福祉センターの浴場水、浴槽の衛生管理の面でございますが、山中町で以前ありました上から落ちる打たせ湯という部分でレジオネラ菌が出まして、それが口から入って肺に発生をして、不幸にも山中で亡くなられた方がおいでです。そういう事例をとらえまして、そういう事例が発生した段階から内灘町の福祉センターについては、打たせ湯はそのときから中止をして現在も打たせ湯は使用しないことにしております。

それから、ことしの10月、私が管理公社の理事会を開きまして、センター浴場水の衛生管理の部分について理事会で議論をいたしております。基準に基づいた衛生管理を徹底を図っております。今まで例えば週1回のもので毎日、先ほどでましたヘアキャッチャーの交換というのが、今までは9月までは週1回のもので、10月以降毎日、それから気泡ぶる、ジェットぶるの清掃についても月1回を毎日、大浴槽の清掃については月1回から週1回、それから高濃度の塩素消毒につきましても月1回から週1回に、それから気泡ブロ、ジェットぶるの清掃についても月1回から毎日10月から実施をいたしまして、より衛生面に気を配って、入浴者の安全面に図っているところでございます。

毎日、業者の方に8時から10時までの間に清掃をしていただいております。

また、宿泊をされた方の朝風呂のために当直者に22時から24時までの間に浴場の床、溝掃除、そういうものを当直者に翌日の宿泊者の入浴に対する床掃除を宿直員にさせております。

パートだけでやっておるんでなしに、朝8

時から10時までについては業者の方に清掃をしていただいております。

次、センターの接客の部分でございますが、私、4月から今、田中議員がお持ちの内灘町の管理職の管理者として町から福祉センター等を指定管理を受けました。そのために職員の方々に内灘町管理公社の職員研修の資料として接客の態度、それから物の考え方について職員にお配りをしております。

まず、サービスの部分については、田中議員のこの検証の中の部分の一、二をその中にお話がありましたが、お客様第一のサービスを心がけてほしいと。それから、職員みんなさらなるレベルの向上を図ってほしいと。さっきこの部分の中にリピーター客という部分があるんで、このニートという単語ではございません。このリピーター客というのは、一回内灘町の施設に宿泊なり利用された方を再度もう一回、2回でも3回でも足を運んで利用していただくためのリピーター客を確保せよということでございますので、ニートを引っ張ってこいという、こういうことではございませんので、ご理解をしていただきたいと思っております。

次、職員にはお客様には笑顔で対応してほしい。心からありがたいの感謝の気持ちで行動をしていただきたい。お客様との会話を大切にして日常業務につなげてほしい。

それから、お出迎え、お見送りを心がけ、常にお客様に感謝の気持ちを態度であらわしてほしいと、そういうようなものを基本にお客様に対する売り上げにつなげていく職員の一助としてサービス向上を徹底してほしいという、そういう気持ちで職員にそういう研修をしております。

それから、3階に監視カメラがあるということでございますが、私も福祉センターの事務所へ行きますと3階だけでなしに廊下とか浴場とかあらゆるのがぱっぱと何か切りかわって、廊下に倒れておる人がおらないのか、

玄関口が混雑しとることがないのかとか、そういうようなもので、カメラについては、私今ちょっと箇所数がわかりませんが、そういう1カ所だけでなしに、玄関とか廊下とかホールとか、そういう部分でお客様のそういうけがとか、トラブルがあったときにすぐ対処しなければならない、そういう目的で監視カメラが設置されたと思います。いつごろできたかというのは私は記憶ありませんが、相当前からついておるんでないかなというふうに思います。

この監視カメラの目的は、お客様が倒れておったり、それからトラブルがあったときにすぐ対応できると。これもお客様のサービスの第一としてそういうものを設置してあるというふうに思っております。

次、サイクリングターミナルの件で、新聞に取り上げられた件でございます。

これは、サイクリングターミナルの廊下で事故が、そこを利用した方が滑ったということでございます。今、控訴中で相手が損害賠償を求めています。19年2月9日にこちらからの尋問が予定をされておりますので、今、向こうの方からのこういうことで対応してほしいとか、こんだけ賠償してほしいという部分がありますが、その部分について管理公社としては、条文ごとに今弁護士を通じて手続をしております。それが2月9日に尋問が予定をされておるということで、今、弁護士にお任せをして、こういうことが一刻も早く解決するように努力をしていきたいというふうに思っております。

もう一つ、前後行き来しますが、福祉センターの11月末現在のお客様のおふろの入館者については、11月末なんです。17年の11月末よりも今年度、入浴者が1,114人ふえております。そのためにも、ふろの衛生管理については、今後とも徹底した衛生管理に努めていく所存でございますので、よろしく願いをいたします。

議長【八田外茂男君】 答弁が終わりましたけれども、よろしいでしょうか。

ありますか。浅田裕助役。

〔助役 浅田裕君 登壇〕

助役【浅田裕君】 田中議員の質問の中で、ふろの細菌の数を知っておるのか。どういう種類のものがあるかを知っておるのかという件でございますが、私は塩素消毒、通常の保健所が定める消毒方法のみの部分でそれで消毒すれば耐え得るということで、おふろの中にはどのような菌があるかというのは知識はございません。

次に、大京の浴場施設ができた場合に、センターはどうなるのかということでございます。

今、19年度の予算編成に今から入るわけなんですけど、48年に福祉センターが開館をして以来、それぞれ何回か改修とか大浴場を改築したりしておりますが、そういう部分も含めまして、入浴者はふえるんですけど、どうしてもいわゆる宿泊の部分で、宿泊のところにトイレ、手洗い、そういうのが宿泊の部屋にありませんので、そういう部分で泊まりにくいという苦情を耳にしておりますので、これは今後の課題として議会の皆さんと今後またご相談申し上げていく問題かと思っております。

次、来年4月から65歳以上69歳の方が100円が200円に、70歳以上が無料が100円に収入が上がるわけなんですけど、どれだけの収入を見込むかという点でございますが、これも今予算の編成を迎えておりますが、先ほど数字を申し上げましたとおり、14年には14万人からの65歳以上の方が入っておいで。それが17年に14万人強の方が入浴をされております。ことしの今11月でもまた1,000人ふえておりますので、そういう方の中に今現在、1日に朝入って晩おいでも無料の方もおいでますので、どれだけ料金をいただいたときに入浴者の数字が何割ほど減るのか、今試算中でございますので、仮に去年の14万人の方が8割と

いうのを試算しますと1,120万、それから7割ほど、3割ほど入浴者が落ちるかな。これ、あくまでも推測なんですけど、9,980万の収入増になるということでございます。これは、今、当初予算の編成中で、まだ11月のところまでしか出ておりませんが、こういうことで来年度の収入の部分の予算を3月に発表をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長【八田外茂男君】 以上、答弁が終わったと思いますが、答弁漏れございませんでしょうか。

14番【田中祥次君】（議席より）答弁漏れということで発言するんですか。

議長【八田外茂男君】 はい。

14番【田中祥次君】（議席より）それでは、自席で発言を許可願いたいと思います。

大変4月からのご就任で間もないことで、非常に難しい職場での対応を迫られるわけですので、無理からぬところもあることは理解をいたします。

しかしながら、殊、人命にかかわる問題でありますので、浴場の菌がどういう菌が発生するかということぐらいは少し研究をせんことにはいかんがでないかなと。私は私なりにウイルスの問題でも、これぐらいの冊子をもって全部調査しました。たくさんございます。ああ、大変だなと思っております。

きょうのテレビでも朝やっております。ノロウイルス、これは今助役が打たせ湯をやめたからほんでいいんだというような意味の言葉を言われましたが、ノロウイルスというのは、本当に空中感染までするような、そういう状態なものなんです。菌なんです。だから、ウイルス菌にしてもたくさん、ナノメートルというか、本当に小さなものまでこれまで言われておるわけですが、大きなものについてぐらいは理事長として把握しておかなければならないのではないのでしょうか。

単に糞便大腸菌というのはご存じですか。

助役【浅田裕君】 大腸菌は知っています。

14番【田中祥次君】（議席より）いや、糞便大腸菌。先ほど申し上げましたように、お年寄りが思わず知らずおふるの中でうんこをこいたと。ぽかっと浮いた。それは糞便大腸菌が大いにあるということなんです。そういったのは、先ほど申しましたが、たもですくって終わり。後から来た人は知らんとしてそこへ入っておる。ほかの施設は5カ所の金沢市では全部お湯を入れかえしておると。それくらいまで徹底しなければ、これは私が行ったときは、「田中さん、直りませんよ。ありがちなことやけれども、そういうことがあれば今度国保とかいろんな医療機関に大きな負担が回ってきますよ」と。これをやっぱり問題化して、早急にやっぱり経営者としては把握をし、また職員の皆さんに徹底をしておかなければならない問題じゃないかと思いません。

それからもう一つは、先ほど福祉センターの館長等がそれを決めるとおっしゃったけれども、館長自身が臨時職ではないんですか。正社員ですか。正職員ですか。彼もまたパートと同じ条件のもとに採用された人なんですよ。

もう一つは、老朽化されたあらゆる施設の機械、器具。この間課長も行って見ましたけれども、いわゆる機械室のボタン一つにしても、操作ボタン一つにしても、もう何年も年数が来とるわけです。老朽化するどころか、もう取りかえなどうにもならん状態まで追い込まれている。そこへ理事長が行っていらっしゃるかどうかが。

私がこの前行ったときは、もう足の踏み場もないほど大変な状態やったけれども、きのう行ったときには結構掃除してありました。おお、きょうは掃除してあるなと言って笑ったんですが、そういう機器の存在すらもう限界が来とるんじゃないか。また宿泊施設の配管等が、これはもう30年たっておるんで

すよ。いろいろ町の水道とかそういう問題に対しては組みかえをしておる時節に、あの施設は30年もそのままなんです。それはどういうこっちゃ。改善するものは改善しにやならんがでないかな。

それから、業者に清掃委託をしておる。どこの業者ですか。実態はそこら辺においでになるおばちゃんたちが朝パートに行っとるだけじゃないですか。これも私が把握しておるんですけどね。業者、どこの業者ですか。業者丸投げしとるんですか。パートの人に。パートのおばちゃんは全然そういう知識も何もないんですよ。責任すらない。そういう人たちに丸投げしとって、業者に委託をしとる。そんなばかな答弁どこにあるか。

それから、自宅待機の話も私はしました。これは向陽台1丁目の人です。ご不審があれば本人まで連れてきますよ。だから、そういうあやふやなことで口先だけで答弁を終わらすというようなことは、これは改めるものは憚らずということで、きちっとしていかなければならんのでないかなと。

それから、成果の点については、1,100人ぐらいがふえました。あの施設で1,100人を超えたら、あの浴場で対応できるんですか。それこそ芋の子洗うような状態になるんじゃないですか。

だから、そういう面も含めてこれから改良改善せんなん面はやはり議会と相談しながら前向きにやっていたかねば、大京が進出してすばらしい浴室、浴場ができれば、福祉センター置き去りになりますよ。

今ターミナルの話もちょっと出ました。福祉センターは汚いからといってターミナルへいっぱい行っておる、みんな。同じふるやさかい、同じお湯さかいといって。ちょっと行って見るこっちゃ。あんたたちは一遍もあこへ行かんとして、その現場の一番汚いところ見んとして、その人たちの話だけ聞いて答弁するということは私はもってのほかだと思ふ。

まだまだ言いたいことはありますけれども、また後日、委員会等で申し上げたいと思います。

議長【八田外茂男君】 答弁漏れのほかに再質問もあったという認識でよろしいでしょうか。再質問の分も含めて今。

14番【田中祥次君】（議席より）再質問どこですか。

議長【八田外茂男君】 業者に委託とは。

14番【田中祥次君】（議席より）いや、業者に委託をしたと言うから、わしが言うたのはそうでないって。

議長【八田外茂男君】 それはわかりますけれども、その辺に関しては先ほど答弁があったのに対しての再質問ということでいいですよ。

14番【田中祥次君】（議席より）いや、答えがなっとらんということだけ言うたんや。

議長【八田外茂男君】 はい。

14番【田中祥次君】（議席より）答弁がちぐはぐだということをやった。再質問というのはまた別の問題やがいね。

議長【八田外茂男君】 はい。

14番【田中祥次君】（議席より）それは議長は理解してもらわんと困るな。

議長【八田外茂男君】 はい、わかりました。

14番【田中祥次君】（議席より）県の条例から金沢市のそういう問題になったら、12時済んでしまう。またあのやつが立ったら長いと言われる。

議長【八田外茂男君】 浅田助役。

〔助役 浅田裕君 登壇〕

助役【浅田裕君】 田中議員の質問にお答えいたします。

職員の部分については、理事長、私が最終的に決断しておりますので、館長が決めたということではございません。館長は、私は常に電話なり現場で当の本人と接触しておりますので、仕事をしとるかせんかは私がわか

りますので、私は館長の判断はしますが、個々の館長以外の従業員の部分については館長が仕事を命じた部分についてそれぞれ仕事の内容等で職務をこなしておるということで私の理事長としての決断で辞令交付をしておりますので、館長ではございません。

14番【田中祥次君】（議席より）さっきの答弁と違うということや。

助役【浅田裕君】 え？

14番【田中祥次君】（議席より）さっきの答弁とは違うということ。

助役【浅田裕君】 さっきも私の理事長として事例を出しておるという。

14番【田中祥次君】（議席より）館長がそれを見て出したものやと。

助役【浅田裕君】 いや、私が……。

14番【田中祥次君】（議席より）私は館長も臨職ですよと、こう言うた。

助役【浅田裕君】 私は、さっき話したのも、理事長として辞令を交付しておりますので、今も理事長として辞令を出しておるという話をしております。

その従業員の者については、館長が命じた部分についての報告を受けていますので、そこで私が判断をして、館長以外はよしということで私が辞令を出しました。

それから、館長につきましては、私が接触を常にしておりますので、判断をして間に合わんという判断でありませぬので、町の規定にはそういう町と同じくありませんが、私が辞令を出して再任をしたということでございます。

それから、業者について管理公社は朝日建物という会社に清掃業を委託をいたしております。

それから、17年度の入浴者と11月末のふえとる部分については、見込みでなしに入ったという実績の数字を申し上げましたので、そんだけも入れるかいと言われても入った数字を述べたので、私が今から何人ここに入って

もらわなきゃならない数字ではありませんので、理解をして……。

14番【田中祥次君】（議席より）何でやという、それだけ余計入ったら、あの小さな浴場じゃ、どう見たって芋の子洗うような状態にならんかということ言うたんです。

助役【浅田裕君】 そういう大変な目に遭うので、月に一回の消毒を1日にしたり、1週間のものを1日にそれぞれ回数を重ねて、安全衛生面に配慮をしておるということでございます。

議長【八田外茂男君】 答弁まだ漏れています。向陽台の1丁目の方。

助役【浅田裕君】 自宅待機の、半年自宅待機をしておるという部分については、私は係等に聞きましたら、そういう部分に接しておりませんので、もしあったら後でお知らせを願いたいと思います。

14番【田中祥次君】（議席より）時間的に制限がありますので、また委員会等、またこれらの問題に対してその審議はまた3月議会ぐらいまでやろうと思います。

これは本来は9月にやるべき話やったんやけれども、ちょっと体調を悪くしましてできなかった問題で今回あえてやったんですが、今の答弁では不十分な点がたくさんございます。本来は資料として用意したものがたくさんあるんですよ。半日ぐらいかかると思うんです、これやったら。ご迷惑かかりますので、委員会等でまた申し上げながら、まだ足りない分は当初議会でもまた、委員会でもやらさせていただきます。

わかりました。

15番【米田満君】（議席より）再質問がないようでございますので、何とか一つここで質問を一つお願いをさせていただきたいと思います。

いいですか。これに関連したことで。

議長【八田外茂男君】 いや、関連質問は最後になりますので。

15番【米田満君】（議席より）いやいや、最後であろうが、これは最後まで待っておられない事態でございますので。

議長【八田外茂男君】 いや、先ほど申しましたように最後に一括で関連質問は。

15番【米田満君】（議席より）これはちょっと言いますが。

今助役の答弁漏れがあるんですわ、その中に。

というのは、先ほどから質問者並びに答弁者の話を聞いておると、内灘町管理公社の浮沈にかかわる問題、そしてまた我が内灘町の大きなイメージダウンになる大きな問題でございます。そのままです……。

議長【八田外茂男君】 ただいまの質問に対しては議長として……。

15番【米田満君】（議席より）ちょっと議長待ってくれ。助役の質問の答弁の中に質問者は3カ月に1回の検査というような……。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

休 憩

議長【八田外茂男君】 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時51分再開

再 開

議長【八田外茂男君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

関連質問は、一般質問が終了後、お願いいたします。

休 憩

議長【八田外茂男君】 それでは、この際暫時休憩いたします。

再開は13時15分といたします。

午前11時51分休憩

午後1時15分再開

再 開

議長【八田外茂男君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。

よって本日の会議時間を延長することに決定しました。

次に、4番、北川進さん。

〔4番 北川進君 登壇〕

4番【北川進君】 4番、北川進です。

傍聴の皆様方には、昼からも大変ご苦労さまでございます。

平成18年第4回定例会で質問の機会をいただきましたので、通告に従い質問をいたしますので、町長初め部局長におかれましては、質問内容を的確にとらえ、かつ明快なるご答弁をお願いするものであります。

私事になりますが、平成15年4月に初当選して以来、はや3年7カ月が経過いたしました。その間、町政に対し一般質問や問題点を質問してまいりましたが、その中で的確にとらえていただいたことや、他市町村の動向を見きわめながら今後検討いたしますと答えられたことなど多々ありました。

そこで、第1番目の質問としまして、最近の私が質問した中から2点ばかり再度質問いたしますので、明快なるご答弁をお願いいたします。

1点目は、平成18年第2回の定例会で質問いたしました火災報知機の件であります。

平成20年5月までに設置が義務づけられている個人用住宅の火災警報機の設置に対し、私は町として全家庭に対して1個当たりの補助をする考えがあるのかとの質問をいたしました。そのときの答弁では、行財政環境や県

下の他自治体の動向等を調査研究し、検討するとの答えでありました。

その後の調査研究の結果はどうなったんでしょうか。全家庭に対して補助する考えがあるのか、再度お尋ねいたします。

また、どうしても全家庭への設置補助が財政的に無理ならば、せめても身障者家庭や母子父子家庭、高齢者単独家庭に限定した補助制度を来年度予算に取り入れる考えがあるかないかお尋ねし、次の質問に移ります。

2点目は、平成17年第4回の定例会において質問いたしました行財政改革についてであります。

行財政改革を進めるには、行政そのもののスリム化が必要になってくると思うが、町長の行財政改革に対する考えはとの質問をいたしました。町長は答弁の中で「町民の福祉の充実を実現するため、行政内部経費の徹底した削減、機構も含めた行政のスリム化も視野に入れた改革が必要だ」とお答えになっております。私もそのとおりだと思っております。

この問題に対し既に行財政改革委員会の答申を受け、町では具体的な取り組み、課題について実施計画を盛り込んだ行財政改革大綱を策定されておりますが、来年度当初予算の中でどのように反映されていくのかをお訪ねし、次の質問に移ります。

第2番目の質問は、大きな2番目の質問は、来年度の新規事業についてお尋ねいたします。

多分、来年度、ハード面で一番大きな事業として中学校の改築改装工事が取り上げられると思います。

そこでお尋ねいたしますが、来年度から事業実施に向け計画しているハード面、ソフト面において内灘町の目玉となる新規事業がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

また、財政厳しいときであります。老若男女を問わず、全町民が生活する上で安全・安心して暮らせる明るく健康なまちづくり事業を何よりも優先した事業として計画してい

ただきたいということをお願い、私の質問を終わります。

以上です。

ありがとうございました。

議長【八田外茂男君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 北川議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、行財政改革の中でどのような予算編成をするのかというお話であります。

ご承知のように、内灘町では本年9月5日に内灘町行財政改革推進委員会から答申をいただきまして、10月2日に内灘町行財政改革大綱を策定したわけであります。

この大綱の基本的な考え方は、一般財源が減少する中で、その財政規模に応じたまちづくりをするために、収入面では税収の確保及び受益者負担の原則に立った料金等の適正化を図ること。一方、支出面では、人件費を含めた自治体の内部的、管理的経費の削減に取り組んでいく。続いて、行政の責任領域の見直しや費用対効果を十分吟味してすべての事務事業、補助金、負担金について見直し作業を行うことといたしているわけでございます。

この考えに基づきまして、平成19年度予算を編成していくわけですが、ご承知のとおり、平成18年度よりこの基本的な考え方を取り入れ、人件費や内部経費の削減のほか、事務事業、補助金についての見直しを実際に実施しているわけでございます。

しかしながら、歳出における扶助費等の経常的とも言える増加に加え、三位一体改革の影響による恒常的な歳入不足の状況は依然として継続しているわけでございます。したがって、平成19年度の予算編成におきましてはこれからありますが、財政構造をめぐるといった状況が依然として存在することから、平成18年度よりもなお一層厳しい姿勢での歳出削減と収入の確保に取り組んでいかなければならないと、こんなふうに考えているわけ

でございます。

次に、来年度はどのような新規事業があるのかということでありまして、今ほど本町の財政状況につきまして今後とも極めて厳しい状況が続くことを申し上げました。しかしながら、いかに厳しい財政状況であったとしても、町民の安全・安心を最優先に、特にハード事業につきましては議員もおっしゃいましたけれども、内灘中学校を耐震化するための改築事業のほか、義務教育施設の整備を図るため予算を最優先に配分していかなければならないと、こんなふうに考えているわけでございます。

なお、この内灘中学校の改築事業につきましては、平成20年の完成を目指して来年度から工事に着手するわけですが、総額で約20億円を超える事業費を試算しているわけでございます。

また、ソフト事業につきましても、新年度当初予算の編成の中で少子・高齢化の時代に対処すべく次世代育成や介護予防、さらに障害者施設の充実など、時代背景に即した各種事業を的確に選択をし、限られた財源の中で町民の福祉向上に直結する事業の推進を図ってまいりたいと、こう思っているわけでございます。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 北川議員の火災警報機の補助の件についてお答えをいたします。

県内市町の取り組み状況につきましては、幾つかの団体で高齢者を対象とした助成制度が制定されておりますが、全家庭への助成はございませんでした。

こういった状況も参考に検討をいたしました結果、全家庭への助成につきましては、既存住宅の火災警報機の設置義務が平成20年5月31日までであり、実施をすればほと

んど単年度での多額な財政負担になるということから、現在の財政状況を考慮すれば難しいと考えております。

が、障害者の家庭につきましては、障害者自立支援制度の日常生活用具給付等事業の中で身体障害者手帳1、2級及び療育手帳Aで火災発生の感知及び避難が著しく困難な方へ限度額1万5,500円、3%の自己負担で助成を実施することといたしてございます。

また、高齢者家庭への助成につきましては、現在65歳以上の独居者及び高齢者のみの世帯が約1,150世帯ございます。そういった関係から、その対象、それから助成金額等、総合的かつ財政的な検討も必要であり、当初予算編成の中でさらなる検討を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 4番、北川さん、答弁が終わりました。

4番、北川進さん。

4番【北川進君】（議席より）自席からひとつよろしくお願いいいたします。

今申されました火災警報機の件なんですけれども、やはり町内の方々に満遍よく行き渡るような形にしないと、罰則規定はないにして、やはり高齢者とか、あるいはまた身障者、あるいは母子父子家庭、そういった方々に一つでも補助してあげることによって浸透してくるのではないかなという形に思いますので、その点も含めてご検討願って、いい予算編成ができることを期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長【八田外茂男君】 答弁は要りますか。

4番【北川進君】 いいですわ。わかっておいでと思うし。

議長【八田外茂男君】 16番、堂下清孝さん。

〔16番 堂下清孝君 登壇〕

16番【堂下清孝君】 今から65年前のきよ

う、12月8日は太平洋戦争の開戦の日であります。1,931年、日本は領土拡大を最大の目的にして中国への侵略戦争を乗り出しました。そして、ヒトラー・ドイツと世界を分割支配する野望を膨れ上がらせ、ついにハワイ島の真珠湾攻撃に乗り出し、日本が生き残るためにと国民をだましつつ、無謀な侵略戦争をアジア太平洋地域へと拡大したのであります。日本は、アジア各地で無謀残虐行為を繰り返して、アジアの人々を2,000万人、日本人310万人のとうとい命が奪われました。

その痛苦の反省の上に立って、二度と戦争をしないという誓いのもと、憲法9条を含む日本国憲法を制定しました。その憲法を精神を生かすことを目的につくられたのが教育基本法であります。

今、憲法と教育基本法を改悪しようとする動きが活発であります。断じて許すわけにはいかないとの思いを述べつつ、町長並びに部課長に通告順に従い質問をいたしますので、よろしくご答弁のほど、まずお願いをいたしておきます。

まず最初に、教育問題について、特に30人学級の定着、拡大についてお伺いをいたします。

この間、毎日のようにテレビ、新聞等で各地の学校でいじめ自殺が報道されております。この問題に心を痛めていない方はいないのではないのでしょうか。子供さんが学校に登校した後、「ただいま」という元気な声を聞くまで心配だという保護者の方がたくさんいらっしゃると思うのであります。

いじめ克服の取り組みを妨げているものは何か。いじめの温床がどこにあるのか。なぜいじめの実態が隠されてしまうのか、それは今、いじめの件数が多いか少ないかで学校と教師を評価するシステムが教育現場に押しつけられているからであります。

教師が自分のクラスにいじめがあると報告をしますと評価が下げられる。給料まで減ら

されかねない。ですから、教師は、先生方はクラスにいじめがあってもひとりで抱え込んでしまう。このシステムが教師集団が協力していじめを早期に発見し克服することを困難にしているのではないのでしょうか。

なぜ子供たちがいじめという行動に走るのか。これは子供たちの道徳心の問題ということだけで説明できるものでは決してありません。

3,000人を超える小中学生を対象とした専門家による調査結果が発表されております。その結果によりますと、抑うつ傾向、うつ病になる危険のある子供の率は小中学校の平均で13%に及び、学年ごとにふえ、中学校3年生では30%にもなっております。子供たちは何をしても楽しくない、とても悲しい気がする、泣きたいような気がする、生きていても仕方がないと思うなどの心の叫びを上げておるのであります。極度にひどいストレスにさらされ、そのはけ口をいじめに求めてしまう。そして、子供たちにそうした極度のストレスを強いている原因は何かといえ、子供たちを絶えず競争に追い立て、いわゆるできる子、できない子に振り分ける競争主義と序列主義の教育こそ最大の原因ではないのでしょうか。

これは現行の教育基本法に欠陥があるからでは決してありません。にもかかわらず、その原因を教育基本法に求め改悪しようとしているのであります。

改悪されればさらに子供たちを、教師を競争に追い立て、評価し、やり続ける競争主義と序列主義こそ子供たちの心を傷つけ、教師の尊厳を傷つけ、いじめの問題など日本の教育を荒廃させるだけであります。競争とふるい分けでは本当の学力は育たないと思うのであります。

子供たちにわかる喜びを伝え、探究心を育て、お互いに助け合って学ぶ人間関係をつくる中でこそ本当の学力を養われると思うのであります。そして、いじめを初め教育の荒廃

を克服していく道も開かれるのではないのでしょうか。そういう本当の教育の指針となるのは現行の教育基本法であり、補足を含めてわずか11条ではありますが、その中身は国も地方自治体も、とりわけ直接小中学校を管轄する町において生かしていかなければならないと強く思うのであります。

どの子もゆとりを持って基礎学力をつけられるよう、わかるまで教えられるようにするために、教師の目が一人一人に行き届くためには少人数学級は切実な課題であります。

その点では、当町において今年度から小学校1、2年生のクラスを30人学級にするという英断を町長は行いました。町費を476万5,000円を予算化し、お2人の講師を配置していただきました。その結果、例えば鶴ヶ丘小学校の場合、新1年生の入学生は70名でありました。従来なら2クラスであったところ、30人学級の実施に伴って3クラスになりました。大根布小学校も93人で、本来なら3クラスで31人であったものを4クラスになりました。校長先生を初め、先生方や保護者の方々から大変喜ばれているのであります。何よりも子供たちの生き生きした姿が感動的であります。ことし2年生の生徒がそのままふえなければ、3年生に繰り上がっても30人学級が保証されます。

そこで伺いますが、仮に転入生があって3年生が1クラス30人以上になったとしても、せっかく2年生で30人以下の学級で学んできたわけですから、引き続き3年生になっても30人以下のクラスにすべきと思うが、その考えがあるかどうか伺っておきます。

2点目は、現在5年生の児童は6年生になります。中学校へ上がる前の大変大切な時期であります。現在そのまま推移すればであります。向粟崎小学校79名、鶴ヶ丘小学校68名、大根布小の75名で、いずれも2クラスの編制になっておりますが、1クラスずつふやし30

人以下のクラスにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は中学校の件であります。

県は35人制の選択制を今年度18年度から取り入れました。しかし、その実施は各市町村にゆだねております。施設や先生を独自で確保せよというものであります。全く無責任で教育を放棄したものとわざるを得ないのであります。希望と不安を抱えながら中学校へ入学してくるわけでありまして。その子たちに少なくとも県が認めている35人以下のクラスにすべきではないでしょうか。

このままいけば306人の新1年生であり、従来の編制では38人前後の8クラスであります。1クラスふやせば34人、2クラスふやせば30人前後になります。その考えがあるかどうか町長にお伺いをするわけでありまして。これはまさに町の決裁でありますので、町長のお考えを伺っておきます。

次に、乳児、児童の医療費助成についてお伺いをいたします。

当町は今年度より入院の医療費助成を満12歳、小学校6年生まで拡大し、通院は小学校2年生までいずれも所得制限など設けず助成をしてきているのであります。

県の制度といえば、所得制限つきで通院は3歳まで、入院で6歳、小学校就学前までという大変お粗末な状況であります。しかし、そういうお粗末な状況の中でも多くの市町では中学校卒業まで助成をしてきている自治体がふえてきているのであります。

県に拡充を求めていくと同時に、町独自に小学生以上にかかっている自己負担分の制限の撤廃と、中学校卒業までの助成を他の自治体のように引き上げるべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

次に、カーブミラーの清掃及び傾きについてお伺いをいたします。

見にくい交差点などカーブミラーのおかげで安心して通行できているのであります。以

前にも指摘をいたしました。近ごろまたよすけを向いていて役に立たない箇所が見受けられます。よすけ、傾いているという意味ね。

正職員だけでも200人近い方が毎日各地区から役場を初めその他の職場に通勤をいたしております。職員の協力も得ながら、汚れて見えない箇所、傾いていて役に立たない箇所など総点検し、早急に直しておくべきではないかというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。大枚のお金をかけて設置したものであります。何よりも安心、安全なまちづくりにとっても欠かせないものと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、介護問題についてお伺いをいたします。

前回、9月議会で4点にわたっての改善の提案を行いました。車いす、介護ベッド、ヘルパー等は依然として貸しはがしや貸し渋りが増加してきているようにお聞きをいたしておりますが、現況はどうなっているのかお伺いしたいのであります。

2つ目は、保険料の減額や利用料の減免についてであります。

低所得者に対する減額は待ったなしであります。せっかく制度改正で5段階から6段階にしたわけですから、金沢市並みに基準額の0.5%から0.4%に第一段階の方を引き上げるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

もともと基準月額4,900円そのものが高いのであります。これまでの赤字分7,200万円を3年間でなくす、年2,400万円ずつなくしていく計画であります。今までにできた赤字をわずか3年間でなくし、なおかつ単年度で見ると2,400万円なくして、なおかつ黒字にするという設定そのものがおかしいのであります。だからこそ県内2番目の高い高さになっているのであります。

これらを含め、見直しをすべきではありませんか。

3点目は、利用料金の減免であります、以前の答弁では引き続き検討したいとのことであります。その結果、どうなったのか伺いたいのであります。

4点目は、認定基準が内灘町は大変厳しい。辛いという声を聞きます。

以前にも不服申し立てによって県の指導でランクが上がったということがあったのはまだ記憶に新しいところであります。住民に信頼される認定業務を行っていただきたい。これは介護だけでなく、障害者の場合も同じであります。あわせて伺っておきたいのであります。

最後に、県道の側溝改修についてお伺いをいたします。

昨年の12月議会で旭ヶ丘地区の破損している側溝の改修を県に働きかけてほしいという要望をいたしました。答弁は、悪い箇所については既に現地の確認を済ませ、県へ改修を要望しているとのことであります。その後の進捗状況はどうなっているのか、詳しく答弁を願いたいのであります。

あわせて、今回は西荒屋地区の東側の側溝改修についてお伺いをいたします。

昭和54年の選挙のときに、私は室地内の街頭から訴えておりましたとき、ある人からこの前の側溝を何とかしてほしいと言われ、それ以後、機会あるごとにこの場でも改修方を求めてまいりました。

執行部のご努力もあり、県の方での改修に乗り出し、今では昔の面影もないくらいに立派に改修をされてまいりました。

引き続き西荒屋地区にもその工事をと訴えてきましたが、いまだ西荒屋地区の旧道入り口付近から室境の東側の一部を除いて未改修のままです。

あれから28年たちました。一日も早い改修をと思っておりますが、今後の計画はどうなっているのか伺って私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長【八田外茂男君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 堂下議員の一般質問から、私からは乳児、児童の医療費助成の拡大についてということでお答えをしたいと思います。

言うまでもありませんが、少子化や人口の伸び悩みの中、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりは大変重要だと思っているわけでございますし、乳児、児童の医療費助成の充実もその一環だと思っているわけです。

本町の乳幼児医療費助成制度につきましては、昭和57年に石川県が子育て支援の一環として実施したものを今日まで本町が独自に対象年齢など制度内容を拡大してきたものでございます。

本町の助成制度につきましては、通院の場合、小学校2年生まで、入院の場合、ことし4月より小学校6年生までに拡大し、また所得制限や就学前までの自己負担も廃止しております。

現在のところ、近隣の市町と比べひけをとらないものと、こんなふうにいるわけでございます。

したがって、ことし4月より入院の助成年齢を引き上げたところでありますので、現在のところさらなる助成年齢の引き上げやすべての自己負担の廃止につきましては、本町の財源事情といえますか、財政事情からいっても大変難しいものと考えているわけでございます。

しかしながら、議員おっしゃるように県に対する要望、さらには近隣の市町の動向を踏まえながらさらに検討してまいりたいと思っているわけでございます。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 浜田寛教育長。

〔教育長 浜田寛君 登壇〕

教育長【浜田寛君】 30人学級の拡大についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まずその前に、いじめ自殺についてでございますが、私どもも大変心を痛めておりました。憂慮しているところでございます。子供たちの社会というのは、我々大人の社会の反映でもありまして、私ども一人一人が胸に手を当てて襟を正していかなばならんのではないかなという思いであります。

ご質問の中にありましたように、これは学校の先生一人、担任一人で抱え込むという、そういう問題じゃございませんで、学校全体で、先生方全体で対応することが必要だということで、町内各学校では校内に校内委員会みたいなものをつくりまして、対策委員会をつくりましてそこで検討協議をしている。決まったことについては各先生方全部、職員全員が集まった先生方の会議の中で情報を共有して、学校全体で取り組んでいくという体制を今とっておるところでございます。

もちろんまた常日ごろから私、校長先生方に言っておるんですけども、常日ごろから学校の中でいろんな困ったことや、あるいは悩みがあったら相談のできるような、そういう人間関係をつくってほしい。これは単に先生と生徒だけじゃなくて、先生同士もそうです。先生と保護者もそうです。そういった常日ごろ何でも相談できるような、そういう信頼関係といいますか、人間関係を深めてほしいという話をしているところでございます。

これは、そういう体制で臨んでおりますが、もちろん学校だけで解決できるようなそういう問題ばかりじゃございませんので、これはぜひ保護者の方々や、あるいは地域の方々にもご支援、ご協力いただきたいなということだと思っております。

本題に入りますが、30人学級の拡大についてでございますが、議員のご質問の中にありましたように、今年度から小学校1年生におきまして30人以下学級に取り組んだわけでござ

いますけれども、現在のところ少し課題も出てきておりますが、おおむね保護者の方からもいい評価をいただいておりますところでございます。

小学校の1、2年生に導入したというのは、学習面での向上もさることながら、幼稚園なり保育所といった、いわば学校から比べると小さな世界といいますが、そこからいきなり小学校という大きな環境の中に入ってくるわけです。これからはそこで生活していくということで、そのためには基本となるような生活態度や、あるいは学習習慣、それから集団の中できちっとルールとかそういったものがしっかり身につくようにということで、個に応じたきめ細やかな指導をしていこうということが大きなねらいでございます。

また、3年生以上の場合ですと、クラスそのものを少人数、30人とかの少人数にするのではなくて、算数など一部の授業でクラスを分けて授業を行うという、いわゆる少人数授業を行いまして学力の向上を図っているところでございますが、学校現場からも小学校生活に3年生以上ですとなれ親しんできている。学習習慣などもある程度身につけている。したがって、小学校中学年においては必要に応じて習熟度別の少人数授業をした方がいいという、そういう意見もございます。

また、これもご指摘にありましたように、現行の制度では県の方からの教員が配置されないということもございまして、当面は3年生以上、ご質問のありました6年生も含めてでございますが、現行での少人数授業というものを推進してまいりたいというふうに考えております。

また、中学校1年生の件でございますが、これもご質問がありましたように、現行制度では35人学級に選択できるんですけども、これは県の方から教員が配置されない、増員されないというそういう制度でございまして、その分、学校現場あるいは市町村の財政に負

担が強いられるというふうなこともございまして、その辺には問題があるのかなというふうに思っているところでございますが、私もといたしましては、この中学1年生の導入につきましては今後の課題、とりわけ19年度、20年度ではご案内のように現校舎の改築というものを予定してございますので、21年度に向けての課題ということで検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長【八田外茂男君】 夷藤芳夫町民福祉部長。

〔町民福祉部長 夷藤芳夫君 登壇〕

町民福祉部長【夷藤芳夫君】 堂下議員ご質問の介護保険についてお答えいたします。

申し上げるまでもなく、我が国はほかの先進国に例を見ない速度で高齢化が進行しております。

こうした中、平成12年度からスタートいたしました介護保険制度は、施行後5年で大幅な見直しがなされ、改正では予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、サービス体系の確立など将来への介護保険制度が持続可能な制度の構築として見直しがなされてきております。

議員ご質問の軽度介護者に対する福祉用具の貸しはがしについては9月定例会でもお答えを申し上げましたが、内灘町の対応といたしまして、今回の法改正により25名の方が対象にならないという形になっております。この方につきましては、地域包括支援センターの職員がこの利用者やその家族の方々との相談の中で、今回の制度改正の説明を行い、また安い中古の福祉用具購入などできる限り負担とならないような指導に努めております。

また、次の保険料の段階の6段階の設定につきましては、これは国の税法の改正から低所得者対象として、以前の非課税世帯の中でも特に低所得者に配慮した形で生活保護者と同様に軽減したものでございまして、それを

はっきり示す意味では0.5という形の同率であります。新たに1段階を設けたものでございます。

県の保険料の段階設定の状況につきましては、金沢市を除く市町につきましては内灘町と同様の国が示す基準の保険料段階を取り入れて運用をいたしております。

なお、保険料の段階の増設や、あるいは独自の負担割合につきましては、次回の第4期の介護保険事業計画で十分に検討していきたいと思っております。

次に、介護や障害者の介護認定に関しまして内灘町は厳しいのではないかとのご意見でございますけれども、この介護認定につきましては、公平、公正に行うもので、国の介護認定基準によりまして介護保険法では79項目、障害者自立支援法では106項目の調査項目に従いまして1次審査を行い、その後2次では1次審査の結果と主治医の意見書により医師や、あるいは福祉関係の認定審査委員会の方々に厳正に審査をしていただいております。

しかしながら、認定後身体の変化があった場合には、すぐに再度認定審査を行うなどいたしておりますので、状況が変われば再審査にさせていただくという形をとっております。

また、今後、町の介護保険制度につきましてでございますけれども、高齢者が地域で元気に過ごせる介護予防事業の展開や介護にかかわる相談等を積極的に行っていきたい。また、適正な介護サービスの提供に努めてまいるとともに、町として厳しい財政状況ではありますけれども、介護保険事業者に対する町独自の利用料の負担軽減施策につきましては、今後とも検討してまいりたいと、このように思っております。

よろしく願いいたします。

議長【八田外茂男君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 私の方から

2点についてお答えしたいと思います。

まず、カーブミラーの件でございます。

カーブミラーの傾き等につきましては、担当課の方でパトロールなどを行いながら、悪い箇所については補修を行ってきているところでございます。

しかし、対象物件が多いことから、以前、議員の一般質問で指摘がありましたように、現在は役場職員で悪い箇所を発見した場合に、担当課に連絡する体制を整えているところでございます。住民の方々、それから推進隊の方々からの指摘があれば速やかに対応しておりますが、気のつかない箇所があるかというふうに考えられます。

議員申されたとおり、安心、安全の観点からもカーブミラーの傾き、汚れ等につきましては早期に町の職員で総点検を実施しまして対処していきたいというふうに考えてございます。

次に、県道の側溝改修についてであります。

県道松任宇ノ気線の側溝改修につきましては、毎年、石川県に要望を行いまして施工をしていただいているというふうな状況にあります。

議員ご指摘の旭ヶ丘、向粟崎地区の側溝改修につきましては県に要望しておりましたが、ことしの10月の初旬に地元の町会長等と、それから県、町が現地再度立ち会いまして、実情を訴えまして再度要望を行っております。

その結果、今年度は横断暗渠部分を優先して7カ所側溝改修をするというふうなことで、県では既に発注をしております、年明けから工事に着手するというふうな予定と聞いてございます。

また、西荒屋地内におきましても、平成17年度は三叉路の付近で側溝改修を約70メートルぐらい施工をしております、今年度も来年の3月までには引き続き側溝改修を実施するというふうな予定になってございます。

今後も沿道にお住まいの住民の皆様、それ

から児童生徒の通学路として安全を確保するということから、内灘町内の側溝の早期改修について引き続き石川県に要望していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長【八田外茂男君】 16番、堂下清孝さん。

16番【堂下清孝君】（議席より）町長に1点と教育長に1点お願いします。

通院の場合、1年延ばすことによって年間どれくらいの費用が要するのかというのが一つ。入院の場合、1年延ばしたら幾ら要するのか。

教育長にお聞きをしたいんですが、石川県がことしの4月から中学校1年生を35人学級にするという方針を出しました。選択制というふうに聞いておるんですが、この県が出した中学1年生の35人学級の選択制というのはどんな意味なのか、ちょっと詳しくご説明願えませんか。

議長【八田外茂男君】 浜田寛教育長。

〔教育長 浜田寛君 登壇〕

教育長【浜田寛君】 今年、ことしの4月から県の方でつくられました中学校1年生に限り1学級35人の学級に編制できる。これはできるんで、するかしないかは学校長と地元の市町村教委で教育委員会が相談して決めなさいと、こういうことなんです。

中学校1年というのは、なぜ中学1年に限定したかといいますと、中学1年というのは小学校から中学校へ入ってきて人間関係がかなり複雑なものになってくるということで、不登校等も急激にふえたりするという、そういう背景がありまして、中学1年生を35人学級にできますよと。ただし、これは教室が不足するところもあるでしょう。したくてもできんところもあるでしょう。それから、県から1クラスふえたことによって先生を配置しない。本来は1クラスふえたのですから、県の方から配置してくれるんですけれども、増

員はしない。現行の中で1クラスふえた分を消化してほしいと。こういうことで来たんです。

これは、いろんなそれぞれの学校によって条件が違ってきますので、教室が不足とか、あるいは先生が配置されないから部活ができんとかいうこととかいろんなことがありまして、選択をできると。してもいい、しなくてもいいという意味での選択制ということでございますので。

これでおわかり、これでよろしいでしょうか。

議長【八田外茂男君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 堂下議員の再質問にお答えします。

私の方は、乳児、児童医療助成費の関係で、入院を1年上げたらどれだけになるのか。通院を1年上げたらどれだけになるかというお話でした。

今、担当課から計算させまして、小学校の3年生から6年生までにかかるお金が約90万くらい。入院についてですね。3年生から6年生まで90万円。

それと、通院については3年生から6年生まで約700万になるということです。

なお、年齢が上がることによって少なくなっていくという傾向があるということですから、1年に幾らというのはなかなか難しいということでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 16番、堂下清孝さん。

16番【堂下清孝君】 (議席より) 私が質問通告を出していただいたのは30人締め切りぎりぎりです。きょうは8日です。町長さんが私の質問に答えようというふうにしていただいて前向きな答弁はいただきました。そういう点では感謝しているんですが、財政的に

厳しい。その一言で、まあ、しゃあないやろうと。1年間延びたら幾らぐらいかかって。これじゃちょっと検討するけど難しいなというところまで突っ込んでご相談をして答弁をいただいているものだというふうに理解をして質問させていただいたんですよ。それが1点です。

3年生から6年生までで入院では90万。3、4、5、6、4年間で90万という意味？ そうすると、中学校びっぴっぴっといきや、あと90万も要らずに中学校まで入院は助成できると、こういうことが言えるわけ？ そういうことなんです。90万弱で中学3年生までの入院の児童の医療費は助成できますよと。財源があればと。あればの話ですが。そういうことで理解してよろしいでしょうか。そのところだけ確認をさせていただきます。

議長【八田外茂男君】 川口克則町民福祉部町民生活課長。

〔町民生活課長 川口克則君 登壇〕

町民生活課長【川口克則君】 先ほどの堂下議員さんの関連質問にお答えいたします。

先ほど町長さんの言われた90万というのは、小学校3年生から小学校6年生までの、ことし4月に拡大した分で約90万の入院でふえるということでございます。

よろしいでしょうか。

16番【堂下清孝君】 (議席より) それは町長の英断次第やね。

議長【八田外茂男君】 3番、能村憲治さん。

〔3番 能村憲治君 登壇〕

3番【能村憲治君】 傍聴の皆様方、大変ご苦労さまでございます。

3番、能村憲治。

平成18年第4回定例会において、町政について一般質問する機会を得ましたので、ただいまより通告に従って質問をさせていただきます。

まず、内灘町土地開発公社についてお伺い

をいたします。

昭和50年10月1日、公共用地、公用地などの取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と町の開発行政の積極的かつ計画的な推進に寄与し、もって町民福祉の増進に資することを目的として土地開発公社が設立されました。

言いかえれば、町が必要とする土地を町の依頼により土地の先行取得をすることが目的であります。そして、取得に必要なお金は公社が金融機関から借ります。その借りに対して町が債務保証をするものであります。

設立当時の昭和50年は、大根布小学校が大根布南小学校と改称され、大根布東小学校が分立し、翌51年には内灘体育館や武道館が完成を見るに至りました。昭和53年には、10年後をめどに人口3万人、世帯数9,000、豊かな緑と健康に満ちた町をスローガンに、安住できる町、心豊かな学問と文化の町、健康で活力ある体育の町、自然と都市機能とが調和した町の4つの理念のもと、内灘町基本構想を策定するなど、まさに内灘町が目覚ましく発展しているときであり、また国内の経済も右肩上がりの成長期で、物価が上がり、土地の価格も上昇期でありました。

そこでお伺いいたします。公社がこれまでに取得した土地の状況と現状、これらの取得の目的、取得以後目的が達成されていない土地、またこれらの土地の今後の利用方法をお尋ねいたします。

土地開発公社が土地を先行取得するプラスの面として、迅速に土地を取得することができること。また、町は財源を確保してから買い戻すことができるということでもあります。しかし、30年以上が経過した現在、経済状況は極めて厳しく、他に先駆けて土地の先行取得をしなければ価格が上昇し、取得が困難になるという社会情勢ではありません。むしろ事業そのものが見直される可能性もあり、先

行取得が逆に危惧されるのであります。

また、公社の中身が見えづらく、町民がきちんと判断できる仕組みになっていないのが実情であります。

全国的にも見直す機運が高まっていることなどから、今後は財政の実態、そして情報をわかりやすくするためにも、事業に必要な都度町が直接取得するのがよろしいのではないかと思うのであります。したがって、行財政改革の一つとして、土地開発公社の廃止を視野に入れてはどうかと思うのであります。この点について町の考えをお伺いをいたします。

次に、ことし9月に大量発生したアメリカシロヒトリ、通称アメシロ対策についてお伺いをいたします。

アメシロとは、鱗翅目ヒトリガ科に属するガであり、北アメリカに広く分布し、幼虫は色彩変化が多く、黒または灰白色の長い毛が密生し、落葉樹に寄生して葉を食べる害虫として有名であります。昭和二十三、四年ごろ、東京、横浜地区で発見され、以来、街路樹や庭木に寄生して分布を広げたのであります。現在では、本州、四国、九州にまで分布をいたしております。

第2次世界大戦後アメリカ軍が日本に進駐したとき、軍事物資について渡来したものとされており、森林地帯には広まらず、人為的な環境で桜、柿、プラタナス、アカシアなど100種類以上の樹木に寄生するとされています。

若い幼虫はクモの巣状の糸を張って表皮だけを食べ残し、その後、網目状に食い荒らして葉の筋だけを残して食害するのであります。やがて毛虫となって成長し、蛹化しようとするときに枝から下の方に自力や風などにより移動し、幹の割れ目や付近の建物の壁面やコンクリートなどにまゆをつくとされています。

そして、この時期に無数に生えた体毛を空中へと飛散させるのであります。この体毛に

直接接触すると皮膚が赤くはれ上がり、かゆみや痛みを感じるのであります。また、直接接触なくてもほこりなどとともに飛び散った体毛を吸い込めば、のどの痛みを感じたり、あるいは洗濯物に付着し、気につかないうちに体につき、皮膚炎を起こすのであります。特に幼児や皮膚の弱い人にとっては大変に大きな被害を受けるのであります。

個人の家庭や庭木にも発生は見られますが、内灘町には桜など食害に遭いやすい木が多いためか、ことしは特に林帯歩道や遊歩道や公園において大量発生が見られたのであります。林帯や公園に近い一部の家においては、窓があけられなかったり、洗濯物を外で乾かすことができなかつたりと、大変な迷惑をこうむったのであります。

加えて、幼児や子供たちが被害に遭い、病院通いを余儀なくされた方も多々あったわけでありです。専門医の方から、ことしは患者さんが特に多かったと聞いております。治療をすれば1週間くらいでかゆみが消えるとのことですが、かゆいといってかくことにより皮膚がただれた方もおられたようであります。

このように、立ち木の被害もさることながら、人体に及ぼす被害が大きいのであります。

以上のことから、アメシロなどが異常に発生する前にしっかりと駆除をすることが大切であります。町はこの事実を把握されているのでしょうか。

また、今後人体への被害をなくすためどのような対策を講じられるのか、町の考えを伺いたいののであります。

次に、酪農団地の地盤沈下について。

河北潟は大清湖と呼ばれ、東西約4キロ、南北8キロ、面積2,248ヘクタールの県内最大の湖であり、沿岸耕地のかんがい用水として、また内水面漁業や舟運に利用されていたのであります。潟周辺の耕地は水害常習地帯であり、生産性の低い不安定な状況でありました。

そこで、潟の約60%を干拓して農地を造成

することが国の事業として昭和38年に着手され、昭和61年に干拓事業が完了したのであります。

戦後の食料難解消のための水田計画として干拓事業が実施されたのですが、米の生産過剰により昭和45年開田抑制方針により畑地造成のための基盤整備へと計画が変更されたのであります。

畑地面積は2,300ヘクタールで、これに新しく1,100ヘクタールの畑地が造成されました。そして、この干拓地に酪農を経営するために28戸の方が入植されたわけでありです。

事業が完成してから年月がたったこともあるためか、農場周辺の地盤沈下が進み、排水路の流れが大変悪くなっております。もともと水田計画として干拓事業が進められた経緯があり、地盤沈下対策が講じられなかったためなのではないでしょうか。酪農団地における沈下が顕著に見られるのであります。酪農団地周辺の排水路の水はけが悪く、道路は水につかっている状況であり、特に雨上がりの日には大変悪い状態であります。

このような状況である水浸しの道路や排水路の不良に対して早急に改善することが必要と考えますが、町の考えをお伺いをいたします。

終わります。どうもありがとうございました。

議長【八田外茂男君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 能村憲治議員の酪農団地の地盤沈下の関係についてお答えしたいと思います。

この質問に関しましては、昨年の第3回定例会におきまして中居議員からも指摘をされておりますし、先般開催されました湖西地区のタウンミーティングの中でも話題となっております。

当該箇所での雨上がりの状況を見ますと、環境衛生面で大変憂慮すべき問題と、こん

なふうを受けとめており、現在、団地内での町道及び側溝等の調査を実施しているところでもあります。

一方、この件に関しましては、県の農林部局も気にかけておきまして、干拓事業当時の資料や道路の冠水状況についても調査を行っておりますが、既に町道として管理されていることから、費用面での支援は困難で人的な支援しかできないということでもありました。しかしながら、河北潟干拓事業における土地利用等の経緯もありまして、測量調査の結果で側溝等の改修が必要な場合には県に対して費用の助成について地元県議を通して強く働きかけてまいりたいと、こう思っていますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 浅田裕助役。

〔助役 浅田裕君 登壇〕

助役【浅田裕君】 能村議員の質問の中の内灘町土地開発公社の現状と今後についてにお答えをいたします。

土地開発公社の保有地の現状であります。18年11月末現在、内灘町土地開発公社の所有地は6つの事業で3万9,127.58平方メートル、簿価にいたしまして6億6,464万2,654円となっております。

これら用地の取得目的といたしまして、各事業を円滑に進めるため町から依頼を受け先行したもので、道路用地としてアカシア向栗崎2号線、向栗崎放水路線、向栗崎線の3件と、公園用地として蓮湖なぎさ公園事業の代替地、内灘総合公園の駐車用地の公園で2件でございます。それと、北部土地区画整理地内にあります白帆台学校用地として1件を取得をいたしております。

目的に向けた達成度としては、用地の取得後5年以上経過しているものが道路用地で3件、北部の住宅開発用地の白帆台学校用地で1件で、3万7,437.33平米となっております。そのうち北部土地区画整理地内にあります白

帆台学校用地が3万2,805.96平米を占めている状況であります。

これらの土地利用の方法であります。現在、暫定的な利用として駐車場、駐輪場として一部を貸している用地もあり、今後、未利用地の活用を多目的に進めていきたいと考えております。

現在、町から依頼を受けて準幹10号線用地、アカシア向栗崎線用地、及び総合公園用地を円滑に確保するため、町が予算措置をするいとまがない土地の取得業務と、また先ほど申し上げましたとおり、町の依頼を受けて6億6,000万円余りになります保有地があり、これらの土地を町が買い戻すまではいましばらく土地公社が残っていると思います。

議員ご指摘のとおり、公社が用地を先行取得する意義は以前より少なくなっており、将来的には廃止も検討をせざるを得ないと考えております。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 私の方から、アメシロ対策についてお答えいたします。

議員の皆様もご承知のとおり、ことしの夏はアメリカシロヒトリが大量に発生しまして、アカシア林帯や遊歩道及び公園などの樹木の葉が食い荒らされ多大な被害をこうむりました。

また、議員ご指摘のとおり、林帯、遊歩道や公園などの近くにお住まいの方々から、洗濯物が干せないとか、家の中に入ってきて気持ちが悪いかいいうふうな苦情があり、大変ご迷惑をおかけいたしました。

このアメリカシロヒトリですが、目に見て不快感がありまして、幼児など皮膚の弱い方が触れますと赤くなったりすることがあるようで、町としましても早期の防除に努めているところでもあります。

防除の方法につきましては、幼虫が白い網のような巣網をつくるころに枝葉を切り取る捕殺防除が最も効果的であります。しかし、異常発生した場合に限り薬剤散布を行っておりますが、環境や人体への影響を考慮し、できる限り必要最小限にとどめております。

今後の対策でございますけれども、ことしの教訓を生かしながら、毎年6月と8月ごろの年2回巣網をつくる時期がありますが、その時期にはパトロールを強化し、早期発見に努め、捕殺を中心に効果的な防除を実施したいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたいと思います。

以上です。

議長【八田外茂男君】 3番、能村さん、答弁が終わりました。よろしいですか。

3番【能村憲治君】 はい。

議長【八田外茂男君】 6番、水口裕子さん。

〔6番 水口裕子君 登壇〕

6番【水口裕子君】 6番、水口裕子でございます。

2006年最後の12月議会での一般質問を通告に従ってさせていただきます。

まず第1番目に、教育センターに専門の相談員の導入を求めることから始めさせていただきます。

ここで私が改めて申し上げるまでもなく、今ほど堂下議員が事細かに子供の今置かれている状況は述べていただきました。教育の現場におけるいじめや不登校、自殺などの問題は堂下議員がおっしゃったように連日マスコミにも取り上げられて、とどまる様子が見えません。本当に私たち大人は皆、胸を痛めております。

最近、内灘の中学校や小学校でも生徒と保護者に対していじめに関するアンケートが行われたと聞いております。これに対しても、きっと多くの問題が出てくるのではないかと感じておりますが、さて、どこがその受け皿

となってくださるのでしょうか。アンケートには、教育センターの電話番号が相談電話の受け手として記載されていると聞いていますが、現在のセンターでは相談業務専門に従事する方のポストは応募がなく、ここ1年間正式には埋まっていないと聞いております。すばらしい先生方も派遣されて来てくださっておりますが、週に一、二度で、これでは要請にこたえ切れないようです。

私のところへも時々幾つかの相談が寄せられます。あちこちでされるこういう話を集めると大変大きな数になると思いますが、皆さんどこに相談すればよいかわからないとか、適当な相談先がないなどという人が多いのではないかと思います。それで、私などのような専門外の者にまで相談が来るのだと思います。皆さん、大変深刻な問題を持っていらっしゃると思います。

そこで、スクールソーシャルワーカー、SSWとこれから略させていただきますが、スクールソーシャルワーカーの導入を求めたいと思うのです。

この資格は、今までは介護の世界で活躍をしていた社会福祉士の資格を持った方たちが進めている新しい、社会福祉士の上にもまだ教育の勉強をした、そういった新しい方向と聞いております。

では、SSWとはどういったものかももう少し詳しく見てみると、問題を抱えた生徒の教師や友人との関係、学校の中だけではなく、家庭や地域で生徒の置かれている状況など内外を総合的にとらえ、ただ相談室で待っているのではなく積極的に現場に出ていき支援をする方です。

保護者との話し合いはもちろん、さまざまな社会的資源をつなぐことによって問題を解決するためのコーディネーター役を担うものです。教師を指導していくこともあると聞いております。

そして、その内容はカルテのような記録と

して残され、小学校から中学校へと成長していてもその場限りではない総合的な判断や継続した支援の基本ができていと聞いております。

しかも、最初に述べたように、社会福祉士の資格を持っているSSW、スクールソーシャルワーカーは、障害のことについても詳しいのです。最近取り上げられることの多い自閉症や学習障害などの発達障害や高次脳機能障害などの軽度障害児についての専門的な知識も豊富に持ち合わせております。この点が大きなポイントでございます。

2005年度発達障害者支援法の施行により、今まで支援の対象とはならなかった発達障害に対して、国や自治体が支援の責任を負うことになりました。障害に知識を持つ専門員の必要性はますます高まっているわけでございます。もちろん、身体障害や知的障害など、そういった児童にも適切な指導ができることと思っております。

発達障害を有する児童は、児童人口の5%かまたはそれ以上と推定され、大変頻度が高い障害ということが最近わかってまいりましたが、支援法が定めている早期発見をして適切な療育や教育と環境調整を行うためにもSSWは大きな役割を果たすと思っております。

また、介護保険の見直しとともに地域包括支援センターが配置され、そこには社会福祉士を必ず置くように定められております。町にも地域包括センター1階に設置されましたけれども、内灘町では残念ながらまだ社会福祉士は置かれておりません。内灘町は障害者自立支援法によりサービス利用料金が10%応益負担であると。能力に応じた負担からその利益を得た分だけみんなどんな人でも同じように払いなさいよという、そういった10%の応益負担と定められて、負担に苦しんでいる障害者がとても多いわけございまして、きのうの報道でもそれを一度政府が見直すというふうな、そういった流れにもなっているわ

けですけれども、そんな流れの中、内灘町では、独自に10%を3%に引き下げております。すばらしい施策を展開しているのに、社会福祉士の雇用がおくれているのは大変残念な点でございます。教育センターと地域包括センターとが部署の壁を超えて連携する形で雇用することはできないものでしょうか。

さきに述べた支援法では、発達障害者の支援などの施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するように定めております。まさにぴったりだと思っております。

安心して子育てのできる内灘、決めの細かい支援をしてくれる内灘、そんな内灘町の一つの顔としてスクールソーシャルワーカーの導入を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2番目の質問に移ります。

9月議会で取り上げました少子化対策の一環として男性の育児参加を促し広めていくために、男性職員にも育児休暇をとらせてくださいということについてです。

9月の議会後、うれしいことに子供さんが誕生した男性職員さんが3人も続きました。本当にこの少子化の中、喜ばしいことです。けれど、育児休暇の申請はないようで、その点は残念です。何カ月もとは言わないのです。まずは5日間と思うのですが、なぜ育休をとらないのでしょうか。前例がないというのが大きな壁かとは思いますが、子育て支援や男女共同参画を進める八十出町政では、男性職員の育児休暇取得はパイオニアとして評価されるものと信じております。

もう一点、問題として考えられるのが、育休中は無給だということです。共済保険から幾らか補てんされるとはいえ、現在の社会状況ではまだまだ一家の柱は男性であり、男性が無給だということは即家庭経営に響きます。妻が育児休暇中で無給なら所得の収入はなく

なるわけです。

それを補うものとしてあちこちの企業、または鳥取県など幾つかの自治体では男性社員や職員が5日間の有給の育児休暇を請求するのではなく、とることが義務になってきています。

取得時期としては、母子の退院時がいいのかどうかなどを検討を要しますが、我が町でも一步一步を進めて、男性職員の育児休暇5日間を有給にはいかがでしょう。以前から町の職員の勤務時間、休暇などに関する規則の14条第1項9号によって、出産時だけではなく、育児全般のために5日間の有給休暇をとれることになっていると聞きました。けれどもこれは、おじいちゃんやおばあちゃんがおられるとか、妻が育児休暇をとってはいは認められないものなのです。

この際、妻が育児休暇をとっていても祖父母などが同居していても認められるように、はっきりとした男性職員の育児休暇として5日間の有給を定めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町が策定した次世代支援のための行動計画を単なる文章だけに終わらせずに、実効性のあるものにするために、前向きな答弁を求めます。

3番目は、ボランティアの集える場所という昨年12月の1年前ですね。私の一般質問に対して、その際、町長から非常に前向きな答弁をいただきまして喜んでおりましたが、いまだに実現しないのはなぜなのかという再質問です。これからの時代、いかにボランティアが大切なものになるかということは町長も議会初日の所信表明で時間をかけて力説されたところでございます。

さて、10月28日に町民まちづくり塾として田中尚輝という方が講演され、1947年から49年に生まれた団塊の世代は全国で670万人、広く1947年から51年生まれと考えると1,100万人にも上るということのでございました。私を

含めたくさんのこの中の方々もその中に適合する方がいらっしゃるわけですが、来年からこの段階の世代のリタイアが始まるということも先ほど述べられました。

その方たちにまちづくり、まちおこしを担っていただけるかどうかがこの町のありようを大きく左右するんだというふうに田中さんは話されました。

また、彼は著書の中でこのようにも書かれています。「ビジネスノウハウを持たず、資産形成もできずに少子化の一途をたどらざるを得ない若い人々のうめきを見無視して、団塊世代が個人的な楽しみだけに走るなら、日本の将来は暗い。そしてそれは10年、15年後に団塊世代自身が助けが必要になったとき、彼らの生活を直撃することになるでしょう。団塊の世代は、社会改革の担い手としての使命を自覚しなければいけない」と書かれているわけです。

スクールソーシャルワーカーの質問のときに社会的資源という言葉を使いましたが、まさにここでもこの人たちを社会的資源ととらえて受け皿を準備することが必要ではないでしょうか。そのためにも、思い立ったときに出かければさまざまな種類のボランティア団体の情報が得られ、新しい分野の活動してみたいと思っているようないろんな人材が集まってくる、興味を持った人をそのときその場でそらさないで捕まえる、そんな場所が必要なのではないでしょうか。

また、これからの人のための準備が必要だけでなく、一方には現在既にボランティアとして活動してくださっている方たちがたくさんいらっしゃいます。その方たちが活動のため、いつでも気兼ねなく自由に入りができて予約が必要なわけじゃなく、そこに行けば自分の団体とは違った活動をしている人たちとも情報交換できる。現下で使えるような印刷機や専用電話など若干の事務機を備えたボランティアの集まれる場所が必要だと思う

んです。

あす9日、この内灘町役場を会場にして「サ
ンタを探せ!!」という催しがあります。障害
のある人、ない人、お年寄りから子供までが
グループになってどこかに隠れているサンタ
クロースを探してあるく過程で、障害のある
人と楽しく理解し合おうというものです。こ
の催しのために星陵大学の池田ゼミナールの
学生が30人を初めとして、金城大学の学生や
金沢ボランティア大学など他自治体からのボ
ランティアの方々、それから内灘町の在中の
さまざまなボランティア団体などの方、すべ
て合計で100名余りがボランティアとして参
加されることになっているそうです。

このようにいろいろなボランティアが活動
しています。これからはますます福祉の分野
の充実が必要になってくると思います。それ
らの人たちをつなぎパワーアップするために、
ぜひボランティアのたまり場をつくってくだ
さい。

ここで質問の第1は、いわゆる団塊の世代
が町には何人くらいいらして、町としてはそ
の方たちをどのようにとらえているかという
こと。第2には、この1年間集いの場の実現
に向けてどのように動いてくださったのか。
ボランティアの声は届いていたのか。そして
3番目に、ボランティアの集える場所の実現
についてどうなるのか、お答えいただきたい
と思います。

また、つけ加えますが、このサントイベン
トでは、うちなだの里の方たちが6階でコー
ヒーのサービスをするそうです。3月議会で
チャレンジド喫茶、障害者のための雇用の場
をという質問をしましたが、これもよい答弁
をいただいて、障害者の施設からは要望書も
出ていると聞いております。でも進展があり
ません。障害者の働ける場をつくっていただ
くよう、ここで再度お願いしておきます。

大きな4番目の質問としては、現在は小学
校3年生までとなっている学童保育の対象学

年の拡大を求めたいと思います。

夫婦共働きやひとり親の家庭の激増だけ
ではなく、放課後の児童の安全確保など学童保
育へのニーズはますます大きくなっておりま
す。担当課の努力のおかげで清湖小学校の学
童には補助金が出て建設できることになりま
したが、来年は文化会館や中央公民館の大根
布小学校の学童が、もう来年とは言わず現在
からもいっぱい大変だと聞いております。
北部の方から通学してくる生徒には宮坂の保
育所が白帆台に移ったその跡地を利用できな
いものでしょうか。また、向粟崎には清湖小
学校の学童に利用していた集会所があります。
こちら向粟崎と大根布小のどちらも2カ所に
分けて4年生まで受け入れることはできな
いでしょうか。鶴ヶ丘学童は子育て支援セン
ターが靴流通センターに移動したら、保健セン
ターにはスペースができると思います。児童
館がない内灘町では、学童保育の対象学年の
拡大はどうしても実現していかなければなら
ない課題だと思います。

私が述べたのは、こんなふうにしてもでき
るのではないのでしょうかという一つの試案で
す。ぜひ各層の知恵を町で集めていただいて、
一斉には無理でも、保育所が土曜日延長保育
をまずは緑台保育所から実験的に始めてみた
ように、できるところから始めていただきた
いと思うのですが、いかがでしょう。町の考
えをお聞きします。

5番目に、道路のバリアフリーへの予算を
求めたいと思います。

せっかく工事が済んだら車いすを持ってい
って実際に使いやすいかどうか調べてからオ
ーケーを出すというふうに改善されてよくな
ってきていたのに、財政事情の厳しい中とい
うことで、削減の対象になっていました。し
かし、これからシニアカーの高齢者もふえる
でしょうし、車いすの障害者や、そのほか各
種の障害者の方たちにもっともっと町へ出
てこられるようにしていかなければなりません。

形だけは切り落として、歩道と車道の段差の解消がしてあるように見えるけれども、実際には車いすでは通れないとか、視覚障害者の方々には穴があったり、山になっていたりして歩きにくいところなどたくさんあります。現在困っている方のそういった声を聞きながら、急に全部一遍にしろとは申しません。もちろんできることでもありません。少しずつでも本当のバリアフリーにしていっていただくためにきちんとそのための予算を計上していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後6番目です。鶴ヶ丘に掘った井戸が水質の悪化で使われないままになっています。このことは一昨年も申し上げました。多額な費用をつぎ込んでも水質改善できる見込みはその後ついたのでしょうか。見通しはどうでしょうか。もし見通しがついたとして長く維持できるのでしょうか。むしろ、飲料水の水源は金沢市の市水を利用させてもらうそれを導入する方向を早く進めて、鶴ヶ丘の井戸水は融雪に利用できないものなのでしょうか。冬の大きなバリアである雪対策を進めていただきたいと、再度ここで伺いたいと思います。

以上で私のこの質問を終わります。

ありがとうございました。よい答弁を期待しております。

休 憩

議長【八田外茂男君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時54分休憩

午後3時12分再開

再 開

議長【八田外茂男君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 水口議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、団塊の世代の方々は何人くらいいるのか。町としてその人たちをどう見ていくのかと、こういうふうな質問だったと思うんですが。

昭和22年から昭和24年生まれの方が本町に実に1,500名を超える人たちがおいでになるわけでありまして、町といたしましても、この人たちが来年から退職等に伴い、経験豊かで、そして能力を持った多くの方がボランティアに参加をいただき、まさに社会改革の担い手としてまちづくりに携わっていただきたいと考えておるわけでありまして。これからのまちづくりにおいて、行政とボランティアの協働は大変重要なことで、ボランティアとの協働なくして魅力あるまちづくりはできないと考えておるわけでございます。そのためにも、ボランティアセンターを拡充していかねばならない、こう思っているわけでありまして。

次に、ボランティアの集う場はどうなったのかという質問でございます。

先般、内灘町ボランティアセンター活動推進協議会運営委員会の方たちが白山市のボランティアセンターにお伺いをして、同センターの運営や活動などについて視察をし、その結果、ボランティアセンター内にボランティア団体が自由に使用できる部屋を設置してほしい、こうした旨の要望書を運営委員会委員長の杉野氏が持って来られました。その中で、現在ボランティアセンターがある保健センターで自由に使用できる部屋の設置を要望されていますが、保健センターにつきましては今後保健事業の拡充を図るために空きスペースがございませんので、当面は文化会館内で以前から要望のありましたチャレンジド喫茶もあわせて来年度から開設をしたいと考えておるわけでございます。

次に、学童保育の学年拡大をという質問であります。

本町の学童保育クラブにつきましては、昭和52年にかぎっ子対策として向栗崎学童保育クラブを設置し、現在5カ所の学童保育クラブがあります。小学校1年生から3年生までの児童を保育しており、近年の女性就労の増加や核家族の進展などで年々入所希望児童数が増加をし、施設が狭隘になっておるわけがあります。

このような中で、清湖学童保育クラブにつきましては、清湖小学校内の教室から清湖小学校敷地内に別棟で現在施設を建設しております。

また、文化会館内にある内灘学童保育クラブにつきましても、入所児童数の増により対応を協議してありましたところ、先般、宮坂区から宮坂保育所の跡地利用として宮坂地区と白帆台地区の学童保育クラブにとの要望があり、今後、議員の皆さんにお諮りしながら検討をしてみたい、こう思っているわけでありです。

議員ご指摘の学年の拡大につきましては、施設規模や運営形態の問題等々なかなか難しいことではありますが、来年4月からモデルケースとして試験的にどこか1カ所の学童保育クラブにおいて小学校4年生までを対象に実施してみたいと、こう思っているわけがあります。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 浜田寛教育長。

〔教育長 浜田寛君 登壇〕

教育長【浜田寛君】 スクールソーシャルワーカーの件でお答えをいたします。

現在、私どもの教育相談体制は、各学校に教育相談委員会というのを設けまして、教育相談担当教師を配置し、学校という組織的な対応が図れるように努めております。

専門家による相談事業としましては、臨床心理士の方をスクールカウンセラーに委嘱い

たしまして、教育センター等、及び町内の小中学校で週2回実施をいたしております。

また、教育センターでも電話による教育相談というものを受け付けておりますし、中学校には心の教室相談員を配置いたしまして、生徒のさまざまな悩みを聞き、心のケアに努めているところでございます。

また、ご質問の中にありましたLDやADHDのいわゆる軽度の発達障害の方々ですが、この児童生徒に対しまして、本年度から各学校に特別支援教育校内委員会というものを設けました。そこで特別支援教育に当たるコーディネーターになる先生を配置し、また学校内で気がかりな子供たちといいますが、そういう子供たちの一人一人に個人カードをつくりまして、学校全体でそのカードに基づいて対象の児童生徒一人一人に応じた配慮やあるいは支援を行っているというところでございます。

このほか、専門機関との連携が必要な場合には、石川県総合養護学校の地域支援室あるいは県児童相談所などと協力をしているところでございます。

現在、このような体制でおのこの組織が連携し、学校や関係機関が一体となりまして、子供たちを明るく健やかに育むように努力をしております。

ご質問のスクールソーシャルワーカーの配置につきましては、この職種がまだ制度として確定してございませんので、先進地の状況などを調査してみたいなというふうに思っております。このことも含めまして、現在の教育センターの機能を強化指導しまして、相談体制の充実を図ってみたいというふうに考えております。

加えて、ご質問の中にありました地域包括支援センターとの連携につきましては、これはまだわかりませんが、運用面での課題もこれから出てこようかと思っておりますが、部内での協議検討をしてみたいというふうに考え

ておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長【八田外茂男君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 男性職員に5日間の有給育児休暇のご質問にお答えをいたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律で、育児休業をしている期間については、条例で定めた期末手当などの支給を除き給与を支給しないと規定となっております。こういった点から、有給の育児休業の制度化は難しいと考えております。

しかし、先ほど議員ご質問の中にありました有給の特別休暇として、妻が出産する場合における出産予定日の6週間前、これが多胎妊娠の場合ですと14週間前になりますが、それから出産後8週間を経過するまでの期間において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育している職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められるときには、当該期間内に5日間の範囲で休暇が取得できる制度を子育て支援対策といたしまして今年度より設けましたので、この制度の活用を図っていただきたいなと思っております。

なお、この制度が利用できない場合等については、有給の年次休暇の活用を推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 私の方から、道路のバリアフリーに予算をについてをお答えいたします。

このバリアフリー事業につきましては、平成13年度から平成16年度まではバリアフリーの事業として個別予算を計上しまして、道路

の歩道の段差を解消する歩道切り下げ工事を実施してまいりました。

その後、平成17年度からは町道補修予算の中で道路の段差解消やさらに改良すべき箇所について現場状況を確認しながら改良を行うようにしてきております。

今後とも厳しい予算の中ではありますが、議員申されたように少しずつでもバリアフリー対策に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長【八田外茂男君】 米永竹男企業局長。

〔企業局長 米永竹男君 登壇〕

企業局長【米永竹男君】 水口議員の鶴ヶ丘浄水場の井戸を融雪に転用するために努力をしているかの質問にお答えします。

平成16年第4回定例会にてお答えしましたが、当該施設は現在休止となっております。水道事業経営の健全化の一環として、鶴ヶ丘浄水場井戸を活用し、自己水源を確保することで県水受水量を減らすことにつながるの思いで現在その方向で調査を進めております。仮にその調査で飲料水として利用できないとの結論に達しましても、その施設を転用する場合、借入金の繰上償還問題等が発生するなど、町の財政状況が厳しい中、現時点での転用は難しいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

また、金沢市からの水道水の購入をとのご提案につきましては、水道事業者として前向きに検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

議長【八田外茂男君】 6番、水口さん、答弁が終わりました。

6番、水口裕子さん。

6番【水口裕子君】（議席より）奥村部長にお願いいたします。

男性の育児休暇について、今年度から5日

間育児に関して休暇がとれるようになりましたから、それを利用するようにしてくださいという答弁やったと思うんですけども、それに関して私も述べたように、これは今私が言った規則でいいんですよね、その規則に従って5日間とってくださいということですよ。

そうしましたら、それは結局、ちゃんとやりましたように、おじいさん、おばあさんいたり、妻が育児休暇中であったりして、単に子供を見る一応人手があるというふうにみなされた場合はとれないということですよ。

だから、そのこともちゃんと私は質問の中で申し上げたと思うんですよ。これでは本当の男性の育児参加になりませんよと。だから、おじいちゃん、おばあちゃんがいようが、妻がいようが、とにかく妻が子供を連れて帰ってきたときに、特に5日間ほどやっぱり病院から帰ってきてひどいときに助けてくれるとか、または夫婦間でどういうときが一番助けが必要というのかというのはわかりませんが、それぞれだとは思いますが、でも妻がいるからその妻に任せておけばいいんだという、そういう今の現状がだめだから男性ももっと育児参加してくださいよということを言っているわけで、それだとちょっとどうなのかなと。私の言ってる趣旨とずれるんじゃないかなと思うんですけども、その点もう一度お願いします。

議長【八田外茂男君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 今の再質問の件につきましては、今のご答弁の中で最後の方にちょっと申し上げたわけなんですけれども、こういった制度がもし利用できない場合は有給の年次休暇の推進を図っていくということでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 1番、夷藤満さん。

〔1番 夷藤満君 登壇〕

1番【夷藤満君】 1番、夷藤満。

平成18年第4回内灘町議会定例会において質問する機会を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

思いやりいっぱい元気な内灘を目指して一般質問をさせていただきます。

答弁に当たります町長並びに部長には、具体的かつ明確な答弁をいただきますようにまずお願いいたしまして、質問に入ります。

1番目の質問は、表彰条例について。

人は皆、多くの人に支えられ生きております。そのことに自分も感謝して奉仕の心、思いやりの心を大切にしている一人であります。人の役に立つことをしたいとか、ボランティアに参加したいなど一人一人が思っているもなかなかうまくいかないのが現実で、いざ実行しようと思っても恥ずかしいとか何から始めてよいのかと迷うのが普通だと思います。

例えばですが、町に落ちている、道に落ちているごみ一つ拾う行為もその第一歩だと思います。

日ごろ何気なく見落としていることがたくさんあるように思います。

そのようなことを一人一人が気をつけて行動していけば、それそのものが奉仕であり、広い意味で思いやりだと私は思います。やはり少し努力することも大切だと思います。みんながごみなどを捨てたりしないこともとても大切だと思います。当たり前のことですが、それがなかなか守られないのが現実で、とても残念です。

そうした中、10月12日には河北郡社会福祉大会で内灘町高校生クラブZEROの皆さんが16年間にわたりリサイクル活動や各種団体イベント協力を初め、介護福祉施設での手伝い等地域のボランティア活動に携わり、その功績が認められ、表彰されたということでもあります。そのことが広報うちなだ11月号で載っており、とても大きな反響を呼んでいるということでもあります。

そこで、町内にはZEROの皆さんのように雨の日も風の日も休むことなく何十年もの間お地藏さんの前の掃除をしてくれている人、駅前や神社の階段掃除をしてくれている人やそういう団体がたくさん内灘町にはあります。多くの人からその方々へ町から表彰状や感謝状が出ているのかというお尋ねをいただいております。調べたところ、その人たちや個人、ボランティアの方々に町から表彰や感謝状が出ていないということがわかりました。

そこで、町の条例を調べたところ、今の町の表彰条例ではボランティア的活動をしている方々を表彰する条例などがなかったことがわかりました。ぜひ町の表彰条例にボランティアをされている方々を表彰できるような条文を盛り込んでいただき、「奉仕の心、感謝の心を大切にす優しい町、内灘」を目指す意味からも条例改正をお願いするものであります。

安全・安心で住みよい町であることは町民のだけしものが願うことであります。町長のお考えを聞かせていただきます。

次に、公園にオルゴール時計を。

この質問は、いろいろな角度から、またいろいろな人とお話しした中で、近ごろの情勢を踏まえた中でのご意見を参考にして質問をしていきます。

公園はたくさんの方が利用する大切な場所です。少し前までは初めて子供を持ったお母さんが新しい出会いを求めて、公園デビューという言葉もあるように公園は人の心を和ませてくれるところであり、コミュニケーションをとっていく大きな役目を果たす大切な場所であると思います。

先日からいろいろなところで小学生の子供を持つ保護者の方と話す機会があり、その中でやはり一番多かったのが遊ぶのに夢中で暗くなってもなかなか家に帰ってこないということでした。私も子供のころ、公園や学校のグラウンド、近くの空き地などでたくさん遊んで家に帰るのが遅くなり、両親に心配をか

けたものです。毎日防災行政無線から5時に音楽が鳴ります。また、6月1日から9月30日までの間は6時に音楽がなるようになっておりますが、地域によっては季節や風向きで全然聞こえない地域もあると伺っております。また、鳴っていても時間が短く、遊びに一生懸命で子供たちの耳には入らないということでもあります。その話の中で、あるお母さんが「以前テレビか何かで公園の時計にオルゴールがついているのを見たことがある」ということで、時計と時刻と音で子供たちに知らせるので効果があるのではないかとということです。今、町にある公園に時計のついている公園は数が少なく、利用者が多いところに順次設置していく考えはないでしょうか。

また、恐竜公園や通称海賊公園などでは町内外からたくさんの方々の家族連れが遊びに来ており、内灘のイメージは大変よいとお伺いしております。

子供たちは野球、サッカー、ブランコ、鬼ごっこなど遊ぶのに夢中で時間を忘れてしまいます。昨今、幼児や児童に関する犯罪が増加する中、きちっと決められた時間に家に帰る習慣を身につけるといことから公園にある時計を音で知らせる時計にかえていく考えはないでしょうかお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

よろしく願いいたします。

議長【八田外茂男君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 夷藤議員の表彰条例にボランティア活動をも対象にという質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、内灘町ではさまざまな分野において多くの町民の皆さんが積極的にボランティア活動に参加されており、その献身的な活動に対して改めて感謝を申し上げる次第でございます。先般もボランティア交流会ということで内灘の中で頑張っているボランティアの皆さんが交流会を開

きまして活動を報告されておりました。

さて、9月の議会でご承認いただきました第4次内灘町基本抗争の基本理念にありますように、住民と行政が相互に連携、協働して魅力あるまちを築き上げることが今後ますます求められているわけであります。その中で、ボランティア団体と行政の連携の正否がまちづくりの方向性に深くかかわってくるものと、こんなふうにいるわけでございます。

お尋ねのボランティアの表彰についてであります。その対象を組織、団体とするのか、個々人まで広げるのか、また例えば内灘町広報などでその活動等を紹介したりすることも含めてボランティアにかかわる皆様に顕彰する方策を検討してまいりたい、こう思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 公園の時計に関するご質問にお答えいたします。

現在、内灘町の公園で時計を設置してあるのは総合公園、ハマナス恐竜公園、向粟崎運動公園の3カ所であります。これらの公園の時計を音で知らせる時計にかえていく考えはないかとのことではあります。現在、町の防災行政無線は正午のほか、夕方5時ないし6時及び9時に音楽で皆さんに時間をお知らせしております。この防災行政無線の設置は、海岸、それから公園等を含めて人がたくさん集まる区域をカバーできるように施設の設置を行っておりますが、先ほど議員申されたように、子供たちが遊びに夢中で気がつかない場合や気象状況等によっては聞き取れない場合も若干あるかと考えられます。

議員の安心・安全を願う質問の趣旨は十分理解できますが、町といたしましてはこれまでのとおり防災行政無線の音楽等で皆さんに時間をお知らせし、現在の時計をかえる考え

はございませんので、ご理解賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長【八田外茂男君】 1番、夷藤さん、答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

1番、夷藤満さん。

1番【夷藤満君】 (議席より) 議席から失礼いたします。

今ほどの防災行政無線でございますが、時間的にも今20秒弱ということで、なかなか本当に季節柄、また地域柄で難聴地域がたくさんあるということをお聞きしておりますので、時間を延長するなり、時計を公園に広げていくことが無理なら、音といいますか、時間を知らせることを延ばしていくような考えで、またいろいろな考えを出して協力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長【八田外茂男君】 答弁は。

1番【夷藤満君】 答弁は要ります。

議長【八田外茂男君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 ただいま夷藤議員の再質問にお答えしたいと思うんですが。

議員おっしゃるとおり、子供を心配するという思いからそうしたオルゴールをという話でありましたが、今、部長が答弁しましたように、今の防災行政無線で何とか我慢していただけないだろうかということではあります。お話を聞きますと、40秒ぐらいの時間があるということではあります。それについてもう少し延ばした方がいいということがあれば、また検討させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長【八田外茂男君】 1番、夷藤満さん。

1番【夷藤満君】 (議席より) 済みません。町長、どうもありがとうございました。

今のところ、40秒というお答えをいただきましたけれども、時間によっては20秒の、二十

二、三秒か25秒ぐらいの時間帯、5時ごろはそういう秒しか鳴らないので、40秒ぐらい鳴るということは倍ぐらいの時間ということですので、そういう点をちょっとお願いいたしまして、よろしくをお願いいたします。

議長【八田外茂男君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 夷藤議員の再々質問にお答えしますが。

今ほど私が全部40秒というふうに言いましたけれども、チャイム曲目表という表をもらって見ましたら、正午は42秒、21時、9時は40秒、それから「ゆうやけこやけ」とかというのは55秒、「赤とんぼ」は23秒、そういうのが一部あるんですけれども、そういうことであります。この23秒を40秒に近づけるよとということ、何か工夫ができないかということでありました。はい、わかりました。

議長【八田外茂男君】 5番、清水文雄さん。

〔5番 清水文雄君 登壇〕

5番【清水文雄君】 5番、清水文雄でございます。

傍聴者の皆さんには、最後までご苦労さまでございます。

町政全般にわたって3点について質問をさせていただきます。

まず1つは、町として中学校の2校化は推進するのかもしれないのかという質問でございます。

先ほど来ございましたが、今、相次ぐいじめによる子供の自殺の中で子供たちの命を守るための取り組みが重要かつ緊急の課題となっているのが現状でございます。こうした中で、我が内灘町のよりよい環境、教育環境の整備、とりわけ施設の整備充実の立場から、八十出町長の公約でもあります中学校の2校化について質問をいたします。

現在、町では教育委員会にゆとりの中で未来を拓く教育推進会議を設置して、ゆとりあ

る教育環境の中で心豊かに未来を拓く人づくりを目指した学校教育の推進を目的に取り組んでいるところでございます。

1月には、町に対して、町長に対して17年度提言をまとめ、少人数学級の実施や英語教育の導入など精力的に活動されているところでありまして、関係者の皆さんには心から敬意を表するものであります。

同時に、議会でも内灘中学校問題等特別委員会を設置をして今日まで耐震強化に伴う内灘中学校改築計画について、それらを中心にして議論を重ね、町として来年度よりその事業に取りかかろうとしているところであります。

事業の優先順位として生徒の安全・安心まちづくりを重視し、学校校舎の耐震補強の早期完了が重要であり、最優先されるべきものであります。

しかしその一方で、町が実施をしているタウンミーティングでは、中学校の2校化はどのようなになっているのかなどの中学校の2校化に対する町民からの質問、問い合わせがあるのも現実でございます。これらの説明として、町当局の関係者は生徒数は昭和60年代の1,400人から現在は900人余りに減った。ここ二、三年は学校が落ちついている。このような説明をして現状のままやむなしとも受け取れる、ややもすると中学校の2校化への認識に疑問を抱く後ろ向きな消極的な姿勢とも受け取れる、そんな説明を耳にするのが現実で、中学校の2校化が推進されるのかという心配が多く聞かれるわけでございます。

ご存じのとおり、内灘中学校の現状は生徒数が907人、24学級で県内一のマンモス校になっているのであります。国の示す標準規模は12学級から18学級となっている。こうした中で、町の学校施設整備基本計画でも明らかなおと、内灘中学校の学級数及び生徒数の今後の推移というのは、先ほど来少人数学級も出ておりましたけれども、1年生から3年生

までが40人学級で想定してもピークが平成26年で26学級、生徒数は931人というふうに推計されております。今後、平成27年までの10年間、24から25学級、生徒数で850人から900人で推移するということが予想をされているのであります。

私はこうした現状から、安全・安心の教育の立場から、鶴ヶ丘小学校、内灘中学、そして西荒屋小学校の耐震工事を最優先することはやむを得ないとしても、一方で本当に真剣に内灘町の子供たちの将来のために中学校の2校化を考え、具体化を図らなければならないというふうに思うのであります。

先日の内灘町勤労者協議会のタウンミーティングでも出ておりました。若い人たちに移り住んでもらい、定住人口をふやすならば内灘中学を県内一のマンモス校から適正規模化、すなわち中学の2校化を実現して、安全・安心、そしてゆとりの教育環境を早急に整えることが非常に重要だというふうに考えるわけでございます。

若い人たちが住みたくなるまちづくりのためにも、中学校を2校化して、学校施設の充実を目指さなければならないわけでございます。町として今後中学校の2校化に向けての考えをまず第一にお伺いをいたします。

2つ目には、集中プランの職員定数削減目標の中でそれを進めた場合、住民サービスの向上、そして一方では各職場の実態と職員確保と労働条件について町の基本的考え方をお聞きをいたします。

総務省は、平成17年3月の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について、地方行革の新たな指針を示すとともに、都道府県、市町村に対して集中改革プランの策定を求めました。

内灘町では、内灘町行財政改革推進委員会と内灘町行財政改革推進本部で目標年次を平成21年度に定めた内灘町行財政改革大綱を策定をいたしました。この大綱には、平成17年

度から平成21年度までの具体的な取り組み内容を示した内灘町行財政改革実施計画もあわせて策定をしているわけでございます。

こうした中で、集中プランと住民サービスの向上、そして各職場の実態と人員確保、労働条件について町の基本的考え方をお尋ねをいたします。

まず第1に、正規職員と嘱託、パート職員の比率でございませう。

これは、全職員で平成14年度が正職員が203人で75.46%、嘱託、パート職員が66人で24.54%であったものが、平成18年度は正規職員188人、率にして66.2%、嘱託臨時職員が96人で全体の33.8%を占めております。

とりわけ、保育所においては平成14年度に正規職員が36人、比率で69.23%でございました。嘱託、パート職員は16人、30.77%であったものが、今年度では正規職員は28人で、比率は48.28%。一方で、嘱託、パート職員は30人で過半数を超えて51.7%となっているのであります。

こうした中で、正規職員の責任や負担がふえ、住民サービスに影響が出るおそれはないのか、危惧をいたしております。子供を保育する職場として職員の適正配置が必要というふうに思うわけでございますけれども、町としての考えをお尋ねをいたします。

加えて、実践経験のある嘱託職員を正規職員として採用する制度を導入する考えはないのかもあわせてお尋ねをいたします。

2点目に、職員の労働実態は厳しさを増しているのが現実でございませう。職員の有給休暇の取得状況、町の広報にも載っております。平成15年で7.4日ですね。16年で8.2。17年で7.9というものであります。さらに時間外勤務についても、手当の総額比較で見ますと16年度は3,500万円、17年度は3,928万5,000円と428万5,000円増というふうになっており、この数字から見ても時間外勤務が増大をしているというふうに言えると思ひます。

幾ら制度として育児休暇や介護休暇、それらしい制度が制度化をされても、有給休暇すら取得をできない職場の状況や実態では絵にかいたもちになってしまうのではないかなど、そんなふう思うわけでございます。

町として有給休暇の取得向上、時間外勤務の減少に向けた取り組みをどのように考えるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

最後に、今後の財政の見通しについてお伺いをいたします。

これまでに中学2校化について、そして職員定数について質問をさせていただきました。これらと重要な関係にある今後の財政の見通しについて質問いたします。

町の財政はかなり苦しく、将来的にも続くという見通しでございます。一番大きな理由は、日本の少子・高齢化現象で働いて税金を納める人が減り、医療や介護の世話になる高齢者が増加、そういった日本の大きな流れの中で国も財政が厳しく、地方におろす交付税等を減らしているのです、日本の自治体全体がほぼ同じ状態に陥っているということでございます。

町の歳入を見ると交付税と臨時財政対策債は平成14年度24億4,400万円、18年度は19億9,900万円と5億円も減っているのです。

その一方で、歳出を見ますと平成14年度から人件費は3,000万円減、物件費も4,000万円減というふうになっているわけでございます。しかし、扶助費は14年度が6億7,600万円から17年度が9億4,100万円と2億7,000万円の増。公債費で8億500万円だったものが9億4,400万円と1億4,000万円の増となっているのです。

同時に、財政調整基金は14年度に10億円あったものが年々厳しくなる財政状況の中で取り崩しを繰り返し、18年度の現時点では2億3,000万円となっているのが現状でございます。

す。

このような中で、町長の今議会での提案理由説明でも触れられていましたが、当町の平成19年度予算は地方交付税の削減などで歳入が減少傾向にある厳しい財政環境であるということでございます。

しかしその一方で、来年度は大きなプロジェクトとして内灘中学校改築計画があり、約10億円の起債が見込まれるということでございます。この起債によって、現在、17.1%という当町の実質公債比率はどのようになり、また今後どう推移していくのか。今後控えている西荒屋小学校の耐震大規模改修工事や、これから進めようとする事業への影響はないのか。

聞くところによりますと、この数値が18%を超えるのは間違いないということでございます。実質公債比率は18%を超えると、公債費負担適正化計画を提出をし、おおむね7年以内、18%以下にする方策を示さなければならなくなり、さらに25%以上の自治体は一部起債が制限されるということでございます。

こうしたことは、住民サービスに直結するだけに今後の見通しについてお聞きをすると同時に、町が策定する短期実施計画に伴う財政計画を広く住民に公表する考えはないのかお聞きをして、私の質問を終わらせていただきます。

議長【八田外茂男君】 町長、八十出泰成さん。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 清水議員の中学校の2校化の質問についてお答えしたいと思います。

内灘中学校につきましては、これまで懸案事項として2校化の問題と耐震診断で危険校舎と診断された校舎改築問題の2つの大きな課題を抱えておりました。言うまでもありませんが、中学校の2校化の推進は私の基本方針であります。この間の教育推進会議やP

TAの会合などでも2校化に対して慎重なご意見も聞かれるわけでありまして、もう少し議論に時間が必要だと思っているわけでございます。

一方の危険校舎の改築は火急の課題であり、子供たちが安心して学べるように一日も早く改善を図らねばなりません。このために、改築は2校化後まで待てないと判断をし、来年度の改築工事着手に向けての議会の皆様とご相談しながら、現在設計を進めているところでございます。

改築の基本計画を立てるに当たっては、安心・安全かつ2校化を踏まえ、過大な計画、過大な投資とならないように、そのことを前提に進めてまいったわけでございます。

この改築工事を進める間に、議員ご指摘のように2校化の問題を初め、将来を見据えた町立学校全体の規模の適正化や新たな教育課題への対応等を皆さんと議論をし、順次具体的な方策をお示しをしていきたいと考えているわけでございます。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 職員定数についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の保育士の配置につきましては、保育所の民営化等を念頭に正規職員の採用を抑制してきたところでございますが、一方で延長保育、乳幼児保育といった町民ニーズや少子化対策への対応を図ってきているところでございます。

今後も原則、退職者不補充の方針ですが、健全な保育所の運営が図られるよう正規職員と臨時職員の比率及び年齢構成についてさらに研究をいたしまして、少子化への対応や、また保育所民営化への進捗状況に注視しながら、必要最小限の補充を図っていききたいと考えてございます。

また、実践経験のある嘱託職員を正規職員

として採用する制度を設けてはどうかということにつきましては、地方公務員法におきまして、職員の任用は受験成績や競争試験などによるものとされ、また臨時的任用は正式任用に際していかなる優先権をも与えるものではないと、こう規定されておりまして、実践経験者は貴重な人材ではございますが、これを制度化するという事はちょっと難しいのではないかと考えてございます。

2点目の有給休暇の取得向上、それから時間外勤務の減少に向けた取り組みにつきましては、行政は常に最小の経費で最大の効果を上げるという観点から、少数精鋭主義のもと、簡素で効率的な行政執行に努めているところでございます。

行政の事務事業は、社会情勢や町民の価値観の変化とともに絶えず増減を繰り返しておりますので、その動向等を的確につかみまして、職員もその増減状況にあわせて適正に配置できるよう努めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 西尾雄次まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 西尾雄次君 登壇〕

西尾まちづくり政策部長 清水議員の町財政の今後の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

議員のご質問の中にもありましたように、本町財政は地方交付税の大幅な削減等による財源不足に加え、公債費や扶助費などのそういった義務的経費や、あるいは広域事務組合に対するごみ処理施設の建設負担金、そういったものの増加等によりまして経常収支比率や実質公債費比率など各種の財政指標は来年度も悪化することが予想されております。

ご質問の中にありました実質公債費比率の今後の見通しにつきましては、計算のその根拠となる標準財政規模等の見通しに不透明な

部分がございまして、平成17年度の決算段階で17.1%であるその本町の実質公債費比率は中学校や西荒屋小学校の耐震化事業の実施によりまして向こう3年間にわたって徐々に上昇を続け、おおむね20%前後まで至るものと想定をいたしております。しかし、その後は徐々に減少すると、そのように見ております。

20%前後まで上がりますけれども、そのうち、義務教育施設整備に係るものは約2%を占めると想定しております。そういったことから、西荒屋小学校の耐震化事業も含めて、そういった義務教育施設の耐震化事業の推進には影響はないものと、そのように考えております。

とは申しましても、いかなる状況下に置かれようとも健全で持続可能な財政基盤の確立というのは緊要の課題でございまして、今後は行財政改革を一段と強力に推進し、限られた歳入の水準に見合うよう歳出構造の抜本的な見直しを図り、できる限り早い時期にその財政を回復していかねばならないと、そのように考えております。

また、行財政改革を推進するに当たって、職員の意識改革とか創意工夫が求められることはもちろんでございますが、住民の皆様のご理解とご協力が極めて重要であると考えており、そのためにも町民の皆様にご理解とご協力を求めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長【八田外茂男君】 5番、清水さん、答弁が終わりました。

5番、清水文雄さん。

5番【清水文雄君】（議席より）自席から失礼をいたします。

奥村総務部長に、ちょっと最後の方聞き取れなかったんですけれども、保育所における正規職員、嘱託職員の比率については、今後そういう子育て支援等のニーズにあわせて比

率を改善というか、向上をさせていく、改善させていくというふうに言われたんですか。

今、半数を切ってるのを半数超えておるのを正規職員の比率をふやしていく。どうなのか、お聞きいたします。

議長【八田外茂男君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 再質問の正規職員と嘱託職員の比率、それから年齢構成等について、さらにもう一度研究、検討をしていきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

5番【清水文雄君】（議席より）研究、検討というのを方向性はどうなんですかということでございます。

〔総務部長 奥村忠男 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 その件につきましては、少子化への対応だとか、それから保育所の民営化の進捗状況にも注視しながら検討を重ねていきたいということでご理解を願います。

5番【清水文雄君】（議席より）また委員会でやります。

議長【八田外茂男君】 通告による質問は終わりました。

ここで、通告に関連する質問のみを許します。

質問ありませんか。

6番、水口裕子さん。

6番【水口裕子君】（議席より）ちょっと質問と趣旨は少し違うかもしれませんが、田中議員の一番最初の質問でおふろのことでございましたけれども、その発言の中で「パートのおばちゃんが、パートのおばちゃんが」というふうにおっしゃっていました。私もおばちゃんの一員として、自分ではおばさんですけども、他人からそういうふうには言われたくないとたくさんの女性がそういうふうにいるんじゃないかなというふうに思います。

そここのところがどういうふうなあれなのか、ちょっとここでそれを言うのがいい場所やったのかどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長【八田外茂男君】 ただいま水口裕子さんから「パートのおばちゃん」という言葉が若干、人によっては与える影響があるんじゃないかというお話がありましたけれども、それに対して田中議員、修正する……。

14番【田中祥次君】 （議席より）私ですか。

議長【八田外茂男君】 はい。ありますでしょうか。

14番【田中祥次君】 （議席より）ありませんよ。年齢を言えばいいんですか、そうなるかと。

女性のパートで働いておる人たちの年齢をそれぞれ言わなきゃいかんのですか。

議長【八田外茂男君】 いやいや、そういう意味ではなくて、「パートの女性」というような言い方に訂正ができないかというような趣旨やと思うんですけれども。

14番【田中祥次君】 （議席より）しなくてもいいと思いますよ。

議長【八田外茂男君】 5番、清水文雄さん。

5番【清水文雄君】 （議席より）田中議員の福祉センターの現状についてという質問に関連質問をいたします。

福祉センターについては、私自身も福祉センターの利用をしていますし、町外の金沢の知人や友人やらにも、内灘にいい施設があるよということで福祉センターを紹介をして、利用拡大もしているところでございます。

そういう意味で、田中議員もおっしゃってありましたが、町の答弁が極めて不十分な面があって、誤解といたしますが、風評によって内灘の福祉センターが危機になっていく危険性もあるというふうに思いますし、お客さんが離れていくことも考えられるわけでございま

して、やっぱりそんな点はきちっとしていかなければならないという前提に立って質問をさせていただきます。

田中議員もふろに入って翌日具合が悪くなったというふうにおっしゃっておったんですが、何ですか、レジオネラ菌、その菌がそういう人命に影響を及ぼす菌というのが福祉センターの浴場に本当にあるのか、そしてこれまで利用者の中で入浴によって病気になったとか、訴訟を起こされたとか、そんな事実があるのかどうかをまずはお伺いしたいのと、衛生管理面で法的に内灘の福祉センターがその温泉の質、そういうものに対して法律に触れるところがあるのか、基準をオーバーしているところがあるのか、そこをきちっとやっぱり言っておかないとだめだというふうに思いますし。

もう一つは、清掃について何か田中議員は「パートのおばちゃん」と言いましたが、私はパート職員の方。パート職員の方が本当にやっておったのか。朝日建物というところに委託をして、その朝日建物がそこにまた振ったのか、その点についてきちっと答弁をお願いいたします。

以上です。

議長【八田外茂男君】 浅田裕助役。

〔助役 浅田裕君 登壇〕

助役【浅田裕君】 清水議員のご質問にお答えいたします。

平成15年7月25日付厚生労働省告示第264号によりまして、内灘町の水質検査を実施をいたしております。この通達によりまして、石川県中央保健所、中央保健福祉センターから来ておる公衆浴場業者に同じくした文書の写しなんです、1年に2回以上検査をなさいますというのがあります。

内灘町の福祉センターは、先ほど年4回をしておることです。ことしの6月8日に実施をいたしております。9月14日に2回目、12月、今月もう一回検査をしまして、

来年の3月に、予算も年4回の検査をする、そういうことに予算も持っておりますので、そういうことに実施をいたします。

レジオネラ属菌というものがそれぞれ検査結果が出ておりますが、男湯、女湯、ジェット湯の男、女、今2回、6月と9月にしたものについても、報告ではレジオネラ属菌については検出せずという報告がなされております。この検査については、財団法人石川県予防医学協会にお願いをして検査をしていただいております。

もう一点のパート職員がすべてやって掃除をしておるといふ部分については、朝日建物という会社に今現在、毎日朝8時から10時まで業者委託を民間の業者委託にしております。

それと、今、夜の清掃についても朝日建物に清掃をさせております。それ以外に宿直員に夜22時30分から24時まで朝の宿泊者の朝風呂の対応で浴場の床と溝を宿直者に掃除をさせて運営をしておる状態でございます。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 若干、まだ答弁足りないように思うんですけれども、おふる入って病気になるとか、そういうあれがあったのか。

助役【浅田裕君】 今のところ、病気にレジオネラ属菌でそういうなったという分を聞いてございません。

議長【八田外茂男君】 あと朝日建物がまたどこかに委託をしておるのかとか、そういうことが質問の中であったと思うんですけれども。

助役【浅田裕君】 朝日建物がだれかにまた再委託しとるかということについては、朝日建物に私たちは委託しておりますので、その分については今の時点では再委託しておるかどうかわかりませんが、いずれも朝日建物が雇った社員が清掃をしておるといふ理解をしております。

議長【八田外茂男君】 ほかに質問ありま

せんでしょうか。

14番、田中祥次さん。

14番【田中祥次君】（議席より）これは関連質問ということにはならんかと思うんですけれども。

今、お二方が集中的に私の質問に対しての問題でいろいろ申し上げてくれました。私としてはできるだけ穏便に改めるものなら改めていったらどうでしょうかというようなことで一応下がったわけですが、今、菌の性質問題とか、いろんな問題を話せいと言われたら、私今からここにそろえて、約2時間ぐらいやってもよろしゅうございますか。それほどまでに言われるがやったら、私は下がりませんよ。

私のこの病気もそうやってやったんだからという医科大学の証明書も全部あるんですよ。それをやって、うちの顧問弁護士等もやればいいと、闘えと、これまで言っておるんやけれども、それまでやるんですか。やるがなら今から恐れ入りますが2時間これだけやる。これやろうと思うたけど、さっきやらなんだ。

だから、米田さんがちょっとせいもんで言われたけれども、何でおまえは最後までやらんがやというような意味で、私にかわって言われた。

そういう許可があるのなら、私、今から2時間ぐらいやらさせてもらいますよ。どうですか。

議長【八田外茂男君】 議長としては発言をとめるわけにはいきませんので、質問結構です。

14番【田中祥次君】（議席より）先ほど言うたがは、そういうことで大腸菌やらレジオネラ属菌の問題やら、O-157のピロリ菌やとか、またその他の雑菌、そしてまた糞便大腸菌、それからノロウイルス。ウイルスの問題でもこれくらいあるんですよ。これを全部私に説明せいと言うんですか。やりますよ。やるつもりで出てきたんだから。

だけど、そういうことよりも、先ほどはわしは一步下がって、これから改善される問題があるなら改善していければどうですかということで一応下がった。

この菌の中には医科大の証明によると、1カ月単位で悪くなっていく問題があるんです。私の問題は1カ月単位。

当然、3月の時点でやって、6月に診断を受けたときには「あなたは19年の2月か3月には命がないですよ」と、これぐらいまで言われた。いろいろな科学的なCTやとかMRIやとか、それからいろんなアイソトープやとか、いろんな問題で検査したんです。そして頭はずべになった。体はむたむたになった。

先ほども耐え切れんで下へ行っちゃってちょっと休ませていただきました。中居さんに「ちょっとわしはものいさかい下に行きます」とこう言って休ませてもらいました。

自分の体、政治生命をかけて今日まで三十何年間やってきて、そしてそれくらいまでに言われるのならやりますよ。

菌の中には10日ぐらいで感染して10日ぐらいですぐわかるやつもあれば、なかなかわしのようにわからんやつもある。しかし、ひどいになりますと10日ぐらいで約2万近くがその菌が増殖するんですよ。生命に何とかないとかあるとかという問題じゃない。そういうものを改善しながらやっていかなきゃならんのでないかと。

石川県の公衆衛生法のこのこれもちょっと言われた。これにも全部書いてある。私、全部勉強しました。

迷惑ならんというのなら今からやりますよ。

議長【八田外茂男君】 大変申しわけございません。先ほど申しましたとおり、通告による質問に対する関連質問ということで。

14番【田中祥次君】（議席より）だけど、集中的にあの二方がやられたから、これは私は最後までやらなきゃ。

議長【八田外茂男君】 午前中、田中議員

が言いましたように、委員会もしくは3月議会で、そういう機会でもたやっていただきたいと思っております。

14番【田中祥次君】（議席より）だから、それぐらいに私は引いたんですね。一応引いたんですよ。

議長【八田外茂男君】 はい。よろしくお願ひいたします。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

14番【田中祥次君】（議席より）だけどそれぐらいやられるんやったらね。私もね、やりたいと思っておりますよ。

休 憩

議長【八田外茂男君】 この際、暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後5時06分再開

再 開

議長【八田外茂男君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの田中議員の件につきまして、今ほど議会運営委員会を開き協議をしていただきました。

その協議の中で、福祉センターの過去のデータ及び田中祥次議員の病気の因果関係等を早急に調査をしていただき、文教福祉常任委員会の中でまた議論をし、調査、精査をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

田中議員、それでよろしいでしょうか。

14番【田中祥次君】（議席より）はっきり聞こえなかったけれども、委員会の方にその問題を調査なさいということ。

議長【八田外茂男君】 はい、そのように今言いました。

14番【田中祥次君】（議席より）今あなたはその後、わしのデータを出しなさいと。

議長【八田外茂男君】 いや、それは言っ

てません。

14番【田中祥次君】（議席より）出せと言うんなら出しますよ。

議長【八田外茂男君】 いや、それは言っていないけれども、そういうことになりましたので、さっき発言を求められ……。

15番【米田満君】（議席より）それ、議長、それはあんた今言うたよ。だから、そういうことは削除しといてください。

議長【八田外茂男君】 いや、田中さんの資料を出してということは言っていない。

14番【田中祥次君】（議席より）今言うたがでない。

15番【米田満君】（議席より）今言いましたよ。

議長【八田外茂男君】 いや、そういう意味で……。

15番【米田満君】（議席より）だから、委員会に町のデータをひとつ出してかって、それを目を通してほしいということを議運で言っているのであって。

議長【八田外茂男君】 はい。

言い方がおかしかったと思いますので訂正をさせていただきます。

町の持っているデータを委員会で精査をしていただきたいということを申し上げたつもりでした。

大変申しわけございません。

散 会

議長【八田外茂男君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9日から13日までの5日間は、議案委員会審査のため休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、明9日から13日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る14日は午後2時から本会議を開

き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時09分散会